

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成27年 3月 6日(金)

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活支援推進室
／障害児・発達障害者支援室

(2／2冊)

目 次

【地域生活支援推進室 ／ 障害児・発達障害者支援室】

11	計画相談支援・障害児相談支援の充実等について.....	1 2 9
12	障害者虐待防止対策について.....	1 4 4
13	障害者の地域生活への移行等について.....	1 5 2
14	発達障害支援施策について.....	1 8 9
15	障害児支援について.....	1 9 5

1 1 計画相談支援・障害児相談支援の充実等について

(1) 計画相談支援・障害児相談支援の充実について

平成 27 年 4 月以降、市町村は支給決定を行うに際し、サービス等利用計画案等の提出を求めるものとされているところであるが、経過措置期限の終了が目前と迫っている平成 26 年 12 月末時点における、都道府県全体のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成の進捗率はともに約 6 割であった。また、市町村毎の進捗率を見ると、6 割以上作成している自治体が 7 割程度ある一方、未だに 4 割以下のところも 1 割強あった。【関連資料① (133 頁)】

これまで、厚生労働省では、特に進捗状況が低い自治体や、業務を行う事業者に対して、各種事務連絡や全国担当主管課長会議を通じて、

- ・都道府県・市町村の役割、事業所における柔軟な対応の工夫例やセルフプランを受け付けるに当たっての留意点
- ・市町村による基幹相談支援センターや事業所の役割分担・推進方法の協議や、今年度末までに限ったサービス利用支援における日中活動系事業所でのアセスメントの実施

・平成 27 年度に限った市町村による代替プランの作成の導入等について示したところ【関連資料② (134 頁～136 頁)】であるが、各都道府県におかれては、管内市町村の平成 27 年度以降の計画相談支援等の対応方針について確認いただき、その取組が不十分であれば上記各事項の対応の余地がないか指導いただきたい。特に、セルフプランの提出については、障害者本人が真にセルフプランの作成を希望する場合はエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、身近な地域に相談支援事業者がない場合の対応としては、市町村が必要な事業者の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されないことが前提となる。安易に申請者をセルフプランの作成に誘導することは、相談支援事業者によるモニタリングが行われず、適切なサービス利用に向けたきめ細かな継続的支援が提供されないこととなるので、厳に謹むよう留意されたい。【関連資料③ (137 頁)】

なお、上記各事項のうち、今年度末までとしていたサービス利用支援における日中活動系事業所でのアセスメントの実施については、未だに進捗率が進んでいない自治体が一部あることから、平成 28 年 3 月末までに延長することとする。そのため、各都道府県においては、市町村を通じて各事業所に対して効率的にサービス利用支援を提供するよう指導いただくとともに、今回の措置についても緊急的なものであるため、平成 26 年 9 月 26 日付事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進等について」でも示したとおり、

- ・限定的な措置である旨を利用者に説明
- ・家庭状況等の確認が必要な場合は、適切に居宅訪問
- ・家族へも面接の趣旨の十分な説明を電話等で実施

等については、実施にあたって留意されたい。

また、重層的な相談支援の体制の充実を図るため、地域生活支援事業の一つである基幹相談支援センター等機能強化事業を活用し、基幹相談支援センター等において、地域の相談支援事業所の支援を図る一方、事業所が作成したサービス等利用計画をチェックする等、相談支援専門員がより適切なマネジメントを行うことができるよう取り組まれない。

適切なマネジメントの実施に当たっては、地域の課題の解決や社会的資源の開発・活用が必須であり、地域の理解の促進や関係機関のネットワークが強化される必要がある。平成 27 年度予算案では、市町村協議会において、地域資源の開発や利用促進等に向けた取組を新たに地域生活支援事業の補助の対象としており、例えば障害児者のニーズ調査やインフォーマルサービスの先進例の情報収集、商工会議所・地域住民への啓発の実施等地域の課題解決に向けて積極的に活用いただきたい。【関連資料④（138 頁）】

（２）計画相談支援・障害児相談支援の報酬改定について

① 質の高い計画相談支援等の提供について

平成 27 年度以降、計画相談支援等の実施に当たっては、相談支援専門員のスキルの向上や事業所の質の確保が重要となる。そのため、平成 27 年度報酬改定では、手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い計画相談支援が提供されている事業所を評価する（特定事業所加算）こととしている。【関連資料⑤（139 頁）】

特定事業所加算の算定に当たっては、市町村へ体制の要件を満たしている旨の届出を行う必要があるため、各都道府県におかれては、市町村を通じて、事業所に遺漏なきよう周知されたい。【関連資料⑥（140・141 頁）】

なお、要件の 1 つとして、相談支援従事者現任研修を修了している常勤・専従の相談支援専門員を 1 人以上配置していることを求めているため、来年度以降、現任研修の受講希望者数が増加することが見込まれる。各都道府県や各都道府県知事から指定を受けた事業者においては、受講希望者を見込みの上、適切な枠を確保するよう努められたい。

② きめ細かい計画相談支援の提供について

モニタリングの実施期間については、厚生労働省令において利用者の心身の状況及び標準期間等を勘案の上、市町村が設定することとされている。しかし、一部の市町村では、その設定に当たって、

- ・ サービス等利用計画等の作成を優先しているため、長期となっていること
- ・ 利用している障害福祉サービスの種類のみを勘案し、利用者の心身の状況等に関係なく一律に行っていること

等の指摘がされているところ。

障害児者に対するきめ細かな支援を提供するためには、利用者の心身の状況等に合わせたモニタリング期間の設定が重要であることから、市町村においては、相談支援専門員からの提案を十分に勘案の上、障害児者ごとによって適切かつ柔軟なモニタリング期間を設定されたい。なお、厚生労働省では、運用上の取扱いとして、標準期間よりきめ細かなモニタリングが必要と想定される対象者について以下のとおり例示するので、知されたい。【関連資料⑦（142 頁）】

○ きめ細かいモニタリングの実施（2、3 月ごとに）が必要な対象者像は、以下のとおり（例示）

（計画相談支援）

- a 就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている者
- b 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- c 障害福祉サービスのみ利用している 65 歳以上の者
- d 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

（障害児相談支援）

- a 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- b 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

（3）サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者における研修要件の取扱いについて

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、実務経験と研修修了を要件としているが、一部については一定期間、研修の修了の猶予が設けられているところである。

当該猶予措置の中には、本年 3 月 31 日をもって終了することとされているものがあるが、各都道府県における養成の現状等を勘案し、平成 27 年度以降以下のとおりにすることとしたので、各都道府県においては、管内事業所に周知いただくとともに、事業所が属する都道府県において確実に研修を受講できるよう計画的に開催されたい。【関連資料⑧（143 頁）】

【サービス管理責任者】

平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置とされている、平成 24 年 4 月 1 日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置については、廃止する。また、指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした 1 年間の猶予については、3 年間の経過措置を設けて廃止する

(平成 29 年 4 月 1 日以降に事業を開始した場合は、平成 30 年 3 月 31 日までとする)。

【児童発達支援管理責任者】

平成 27 年 4 月 1 日から 3 年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として 1 年間の猶予を設ける (平成 27 年 4 月 1 日前から事業を行っている場合は、平成 28 年 3 月 31 日までの間、平成 29 年 4 月 1 日以降に事業を開始した場合は、平成 30 年 3 月 31 日までとする)。また、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して 1 年間の猶予を設けるものとする。

(4) 平成 27 年度における国研修の開催予定について

平成 27 年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者に係る国研修については、受講者要件を本年度 (平成 26 年度) から変更することなく、以下の日程で実施する予定であるので、都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、御協力をお願いする。

相談支援従事者指導者養成研修会 (国研修)

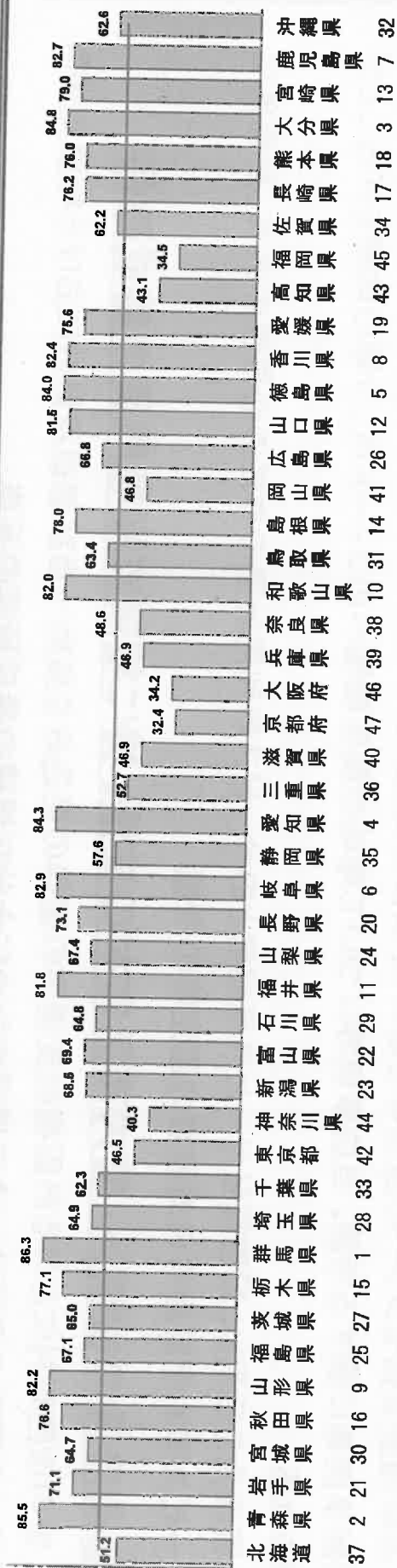
- 日時：平成 27 年 5 月 27 日 (水) ～29 日 (金)
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地)

サービス管理責任者指導者養成研修会 (国研修)

- 日時：平成 27 年 9 月 30 日 (水) ～10 月 2 日 (金)
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院

計画相談支援 関連データ (都道府県別：実績)

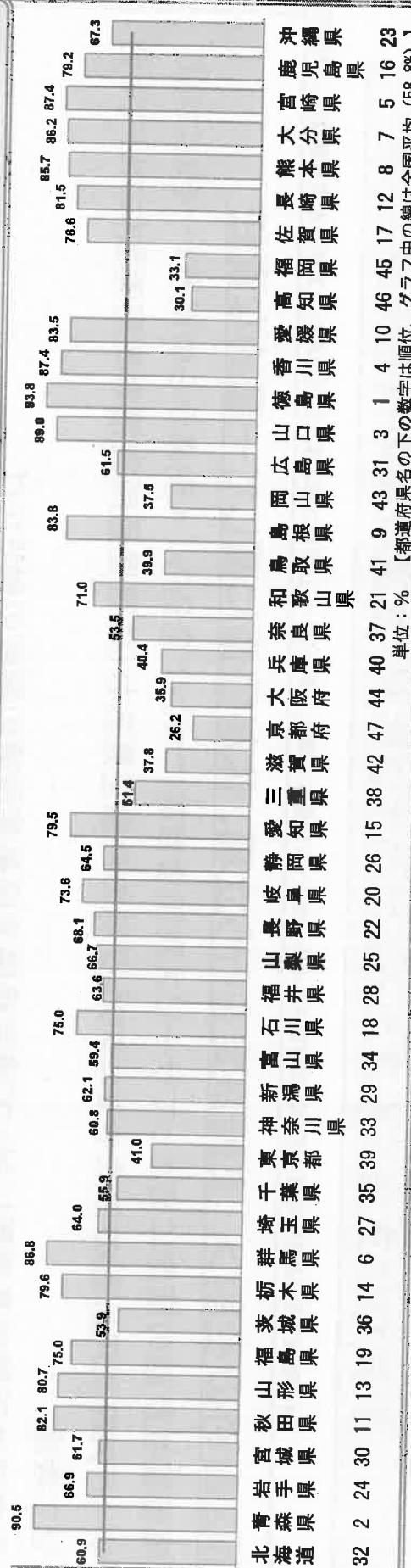
○ 都道府県別 計画相談支援実績 (H26.12：厚生労働省調べ)



【都道府県名の下に数字は順位、グラフ中の線は全国平均59.0%】

↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合

○ 都道府県別 障害児相談支援実績 (H26.12：厚生労働省調べ)



単位：%

【都道府県名の下に数字は順位、グラフ中の線は全国平均 (58.8%)】

↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

(関連資料 ①)

計画相談支援等を進める上での市区町村・都道府県の役割分担

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

＜市区町村の役割＞ 支給決定を行う立場、体制整備に関して一義的な責任

- ・ 障害福祉計画の策定に当たってサービス利用者数等について見込み(*従来からの業務)→それに応じてサービス等利用計画の作成やモニタリング等の件数を見込む(障害児通所支援の利用者数についても合わせて考慮)

わけて考慮)

- ・ 管内又は近隣の事業所に対して特定相談支援事業所等の開設の働きかけ
- ・ 事業所側として将来的な業務計画等を立てることができる環境づくり(例:半年後・1年後にどの程度の件数が見込まれるのか等の情報を事業所側に提供)
- ・ 基幹相談支援センターの設置等を通じて、研修の実施による人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、当該事例等について地域の関係機関へのフィードバック等の体制を作ることが望まれる
- ・ 協議会を活用し、障害福祉サービス事業者とのサービス等利用計画の作成の必要性の共有、計画的なサービス等利用計画等の対象者の選定等の取組

＜都道府県の役割＞ 管内市区町村の支援、特に相談支援専門員の養成確保

- ・ 管内市区町村における計画相談支援等の進捗の見込みを集約→当該都道府県内における相談支援専門員の必要数の見極め→その確保のために十分な規模の養成研修の実施
- ・ 計画相談支援等の進捗率を定期的に把握して市区町村に還元、進捗率の低い市区町村の課題の把握や適切な支援

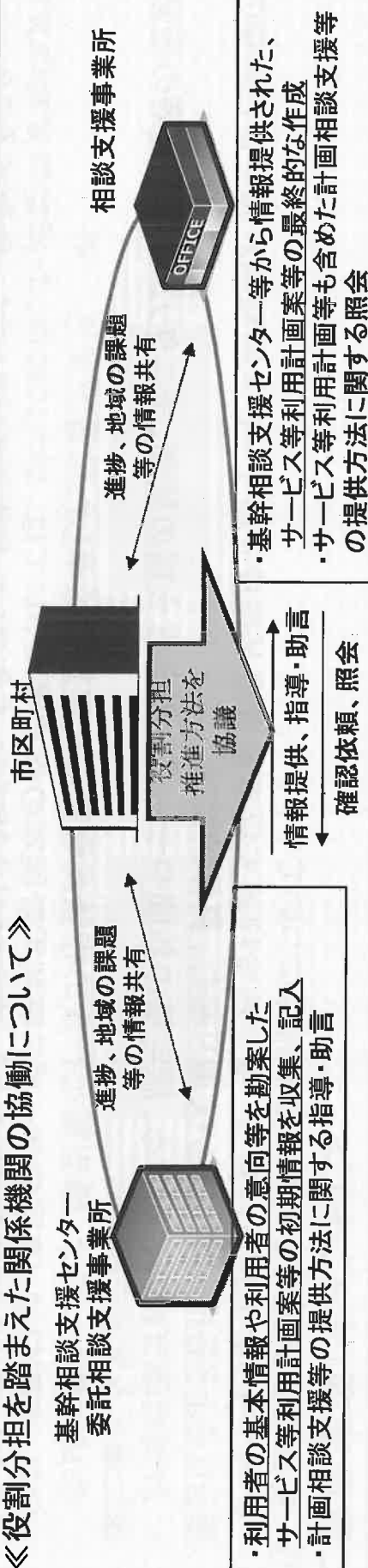
サービス等利用計画等の作成の効率的な実施について

平成26年9月26日事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進等」について

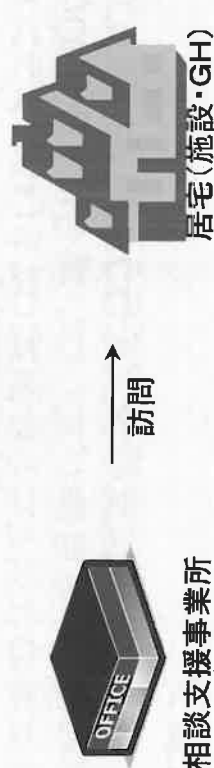
《平成26年2月27日事務連絡の周知・徹底について》

- 全ての利用者についてサービス等利用計画等の作成等が行われることを原則とした理由、体制整備のために都道府県・市区町村の担うべき役割、当省において進めている支援策等について改めて整理するとともに、
- (1) 計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法
- (2) 特定相談支援事業所等の作成に代えて提出することができる「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項について、新規事業所や新たに従事した相談支援専門員に改めて周知

《役割分担を踏まえた関係機関の協働について》



《サービス利用支援におけるアセスメントの実施場所に係る緊急的な措置について》
【本来（現行）】



※ 基準省令第15条第2項第6号「相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接しなければならぬ。」

【27年3月末→28年3月末までの暫定措置】



○ 今回に限ったものである旨を利用者に説明
○ 家庭状況等の確認が必要な場合は、適切に居宅訪問
○ 家族へも面接の趣旨の十分な説明を電話等で実施

市町村における代替プランについて

* 「障害保健福祉関係主管課長会議資料」(平成26年11月4日)より抜粋

＜概要＞

○ 平成27年度に支給決定を行う利用者に対して、指定特定相談支援事業者等がサービス等利用計画案等が作成できる用途が立たない場合は、暫定的な措置として、各市町村の責任において、サービス等利用計画案等の代替となる計画案(以下「代替プラン」という。)を作成する。

なお、当該措置は、計画相談支援等の提供が未だ受けられていない利用者のための平成27年度に限った緊急かつやむを得ない措置

＜留意事項(ポイント)＞

① 計画相談支援等と同等の質の確保について

代替プランの内容及び質は、指定特定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画案等と同等の水準となるよう各市町村において取り組む。具体的には、

- ・ 計画相談支援等における、居宅等の訪問やサービス担当者会議の開催、モニタリングの実施等の運営基準に準ずる業務を実施

- ・ 作成に当たっては、障害福祉行政の相談業務等に一定期間従事した職員が実施 等

なお、市町村は、次のサービスの利用者等について、新たに確保した指定特定相談支援事業者等に速やかに依頼できるよう、市町村が代替プランを作成した利用者をリスト化し、管理すること。

② 適切な時期の指定特定相談支援事業者等への引き継ぎ

市町村による代替プランの作成については、緊急的な措置であることから、次の支給決定時においては、指定特定相談支援事業者等の体制の整備を図るとともに、代替プランの内容や利用者に関する状況を指定特定相談支援事業者等に適切に引き継ぐこと。

※ 都道府県は、市町村が作成する代替プランについて、次の支給決定時までに指定特定相談支援事業所等に適切に引き継がれているかどうかを定期的に把握し、必要に応じて、市町村に対し、体制整備に関する助言・指導を行う。

「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

＜基本的考え方＞

○「セルフプラン」自体は、障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいもの。一方、市区町村が計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないまま安易に「セルフプラン」の提出を誘導しているとの指摘もある。一定の原則が必要。

＜留意事項(ポイント)＞

○「セルフプラン」を…

- ①「申請者が希望する場合」: 申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提
- ②「身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合」: 市区町村(都道府県)が必要な事業者の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されない場合が前提
→ 各市区町村は、平成27年度に向けた体制整備を各市区町村・都道府県が進めている中で、体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導することは厳に慎むべき。

○上記(②)の場合には、市区町村は…

- ・ 日頃から、相談支援事業者等の充足に向けた支援を図るべき。
- ・ 管内の障害福祉サービス事業所の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等十分な支援を行うとともに、モニタリングに代わるものとして、市区町村が本人の状況を定期的に把握すべき。
- ・ 支給決定の更新時には、相談支援事業者等がサービス等利用計画を作成すべき。

(要諦)

③

○協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

予算額：地域生活支援事業の内数

(事業概要)

障害児者の社会参加を進めるためには、地域の課題の解決や社会的資源の開発・活用が必須であり、地域の理解の促進や関係機関のネットワークが強化されることから、市町村協議会において、先進的に地域資源の開発・利用促進等に向けた取組の支援を行い、障害児者への総合的な地域生活支援の実現を目指す。

1 事業内容

地域資源を総合的に活用して、障害児者の社会参加に向けた支援の体制を構築するため、市町村協議会における地域資源の開発・利用促進等に向けた取組に係る事業について助成する。

【事業例】

- ① 社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査や先進例の情報収集、商工会議所・地域住民等への啓発の実施、
 - ② 円滑な医療、教育、福祉サービスの提供や様々な地域資源を複合的に提供するため、コーディネート配置の上、相談支援専門員と連携のもと、関係者間の総合的な調整やチームアプローチを実施
 - ③ 児童発達支援センターや保育所等関係機関が連携し、障害児の特性や家族の情報を早期に発見し、一般施策も含めた支援に繋げるための仕組みの構築
 - ④ 医療機関、教育機関の専門職等も含めた多職種による、サービス等利用計画や個別支援計画の評価・助言の実施
- 実施主体 市町村
補助率 国1／2以内、都道府県1／4以内

(効果)

各市町村において新たな社会的資源が開発され、障害児者の自立した生活や、社会参加が推進されるとともに、障害児者により適切なサービスを効率的に提供することが可能となる。

(関係機関等) ④

計画相談支援・障害児相談支援にかかる新規加算の要件について

○特定事業所加算（計画相談支援・障害児相談支援共通） 単位数：300単位

事業所の質の担保や相談支援専門員のスキルの向上の観点から、以下の要件すべてを満たしている場合に算定

- ① 常勤・専従の相談支援専門員を三名以上配置。そのうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を一名以上配置
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催
- ③ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- ④ 新たに採用する全ての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員の同行による研修を実施
- ⑤ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供
- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加

○初回加算（障害児相談支援のみ） 単位数：500単位

保護者の障害受容ができないこと等により、以下のいずれかを満たす場合は、特にアセスメントに係る業務負担として、評価する。

- ① 新規に障害児支援利用計画を作成する場合
- ② 前六月間において、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合

（関連資料 ⑤）

(別紙)

平成 年 月 日

特定事業所加算に係る届出書(相談支援事業所)

事業所名				
異動等区分	1 新規	2 継続	3 変更	4 終了

- ① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。

有・無

相談支援専門員の配置状況

相談支援専門員	常勤専従	人	※ 3名以上
上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	※ 1名以上

- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。

有・無

- ③ 24時間常時連絡できる体制を整備している。

有・無

- ④ 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、熟練した相談支援専門員の同行による研修を実施している。

有・無

- ⑤ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。

有・無

- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。

有・無

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

※ 当該届出様式は標準様式とする。

計画相談支援・障害児相談支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録
(保存用)〔標準様式〕

平成 年 月サービス提供分

区 分	1 新規	2 継続	3 廃止
-----	------	------	------

1 相談支援専門員(常勤・専従)の状況

相談支援 専門員数	人	内 訳	常勤	専従	人	非常勤	専従	人
				兼務	人		兼務	人

※ 相談支援専門員初任者研修の修了証を添付すること。

相談支援専門員(現任研修修了者)の状況

相談支援専門員氏名	
-----------	--

※ 相談支援専門員現任研修の修了証を添付すること。

2 定期的な会議の開催

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週1回以上開催している。 ※「有」の場合には、開催記録を添付すること。					有・無					
開催日	①	日	②	日	③	日	④	日	⑤	日

3 24時間連絡体制の確保

24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。					有	・	無
具体的な方法							

※ 「有」の場合には、具体的な体制を示した書類の添付でも可とする。

4 研修の実施

当該相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、熟練した相談支援専門員の同行による研修を実施している。					有	・	無
--	--	--	--	--	---	---	---

※ 「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。

5 基幹相談支援センター等との連携について

(基幹相談支援センター等から支援が困難な利用者の紹介があった場合)当該利用者に計画相談支援の提供を開始した。					有	・	無
					(開始件数 : 件)		
(基幹相談支援センター等が開催する事例検討会等がある場合)当該事例検討会等に参加した。					有 ・ 無		
					参加年月日: 主催団体名:		

きめ細かいモニタリングの実施について

- モニタリングの実施については、標準期間として、対象者の状況等に応じて、1月、6月、12月ごとに行うことを目安として示しており、それらを市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとしているところであるが、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって、一律に設定されているとの指摘がある。
- 利用者への適切なマネジメントを継続的・効果的に行うため、きめ細かいモニタリングを実施できるよう対応

(現行の標準期間)

- ① 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者 → 利用開始から3ヶ月間、毎月
- ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域相談支援利用者 ※①を除く → 6ヶ月ごと
ただし、以下の者(従前の制度の対象者)を除く。 → 毎月
 - ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ・ 単身の世帯に属するため連絡調整を行うことが困難である者
 - ・ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるものうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者
- ③ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 → 1年ごと

○ きめ細かいモニタリングの実施が必要な対象者

例えば次のような利用者については、標準期間よりきめ細かに2、3月ごとに実施する取扱いとする。

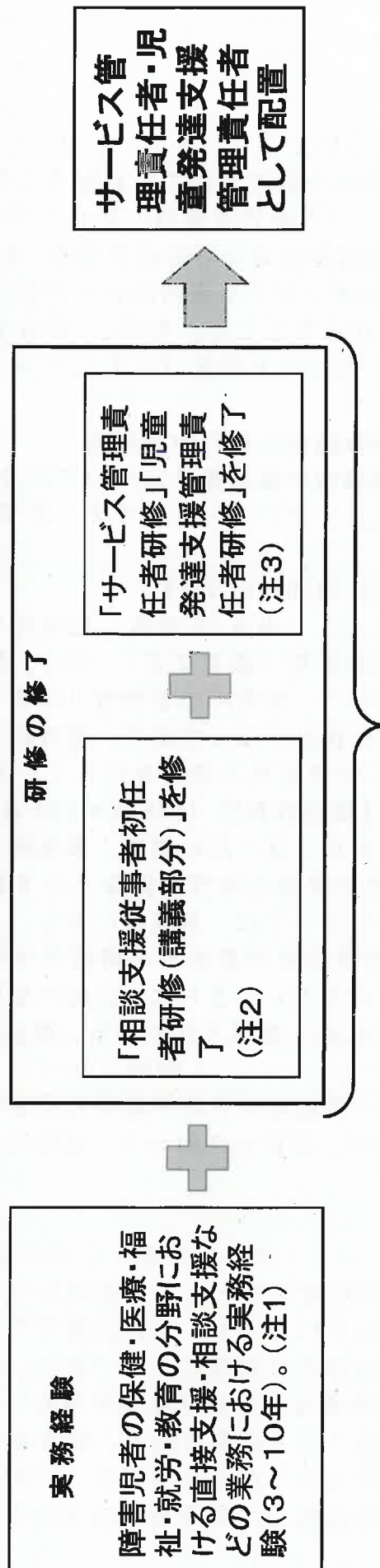
(計画相談支援)

- a 就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている者
- b 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- c 障害福祉サービスのみ利用している65歳以上の者
- d 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

(障害児相談支援)

- a 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- b 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



(平成27年度以降の取扱い)

○ 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす(ただし、平成30年3月31日をもって廃止)。

・平成29年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの猶予とする。

・児童発達支援管理責任者については、平成27年4月1日前までに事業を開始している場合は、平成28年3月31日までの猶予とする。

○ やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

(注1) 実務経験については、別に定める。

(注2) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間程度)をいう。

(注3) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を事業開始後1年までに修了していればよいこととする(ただし、事業開始後1年間の猶予については、平成30年3月31日をもって廃止)。

(関係法令)

(8)

12 障害者虐待防止対策について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見について

先月行われた、全国厚生労働関係部局長会議においてもお伝えしたとおり、厚生労働省では、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」を改訂し、平成26年12月19日付事務連絡「障害者に対する虐待防止・早期発見に向けた取組の徹底について」において周知したところ。特に、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」(以下、「マニュアル」)については、

- ① 深刻な虐待事案の発生を踏まえ、通報義務の履行の再徹底
- ② 事業所の職員用に新たに作成した職場内研修用冊子について紹介・活用
- ③ 行動障害を有する障害者が虐待を受けやすいことを踏まえ、強度行動障害支援者養成研修の受講勧奨

等について追加している。【関連資料①(146・147頁)】

また、平成26年11月25日に公表した、「平成25年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待において、事業所の管理者・従事者等が通報した割合は、全体の2割未満と低調な状況となっており、虐待防止を事業所内で積極的に推進すべき役割を担う管理者等が虐待を行っていた事案についても約2割となっていたところ。【関連資料②(148頁～150頁)】

障害者虐待の早期発見・未然防止のためには、法の理解、事業所における虐待防止委員会の設置等組織的な取組や障害の特性を踏まえた支援のスキルの向上が重要である。各都道府県等においては、事業者に対し、上記研修用冊子を活用した通報義務の徹底や都道府県が実施する研修の未受講の管理者に対する受講勧奨等に努めていただきたい。さらに、公的な施設等における障害者虐待に関する事案についても度々報道されており、都道府県・市区町村による事実確認や指導監査の在り方についても指摘されているものがある。マニュアルや上記事務連絡では、各都道府県等が指導監査を行うに当たっての実施方法例も明記しているので、趣旨を理解の上、適切に対応されたい。

なお、障害者虐待に関する通報について、法施行以降から平成25年度末までに未だに通報がない市町村が4割程度あるところ。通報がないことをもって、普及啓発に関する取組がされていないと一概に判断することはできないが、通報義務等の広報は国や自治体の責務の一つであり、障害者虐待の早期発見・未然防止のためには、障害者福祉施設従事者等のみならず、障害者や地域住民に対して制度を浸透させる必要がある。障害福祉サービス事業者の協力を通じた障害者虐待防止法に関する利用者への案内や、市区町村における通報窓口の周知も含めた勉強会の開催等地域生活支援事業も活用の上、普及啓発に努められたい。

(2) 日本年金機構からの個人情報閲覧防止に関する協力依頼について

日本年金機構では、支援機関等が発行する証明書を所持する配偶者からの暴力（DV）被害者のうち、希望があれば、年金記録を含む個人情報について他者の閲覧を防止する取組を行っているが、障害年金等の財産を家族等から不当に搾取されているといった経済的虐待等を受けている障害者についてもこれに準ずる取り扱いが行われる予定である（運用開始は平成27年度中）。

については、障害者の権利擁護の観点から、虐待を受けている障害者等から市町村に対し公的証明発行の要請があった場合には、障害者虐待の事実に関する証明書の発行について協力するとともに、日本年金機構における当該対応について、住民等へ周知されるよう、管内市町村に対し併せて周知いただくようお願いする。【関連資料③（151頁）】

(3) 使用者による虐待の取扱いと都道府県労働局との連携等について

厚生労働省では、使用者による経済的虐待の判断の考え方を一部変更し、平成27年4月からは、障害者である労働者とその他労働者の区別なく発生している、賃金不払い等の労働基準関係法令上問題がある事案を経済的虐待にあたるものとするところ。これに伴い、再度マニュアルを改訂の上、HPに掲載するので、関係者に遺漏なきよう周知いただきたい。

なお、使用者による虐待に関する対応に当たっては、各都道府県労働局との連携が非常に重要であり、マニュアルにおいても「都道府県労働局においては、虐待の早期対応に当たって、市町村、都道府県が虐待に関する通報、届出を受けた際に、労働相談票を作成して障害者虐待防止法第24条に基づく報告を行う前に、事案の概要や市町村等の対応予定状況、緊急を要するか否かについて、事前の情報提供を要請する等、都道府県との連携体制を構築すること」とされている。

障害者虐待における都道府県・市町村における障害者虐待事例への対応状況等の調査結果では、都道府県と都道府県労働局における障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議は、概ね行われているところであったが、定期的に虐待事案の進捗状況の情報交換や、都道府県で実施する研修において講師の依頼・出席の案内を行う等、密な連携を図っていただきたい。

市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応改訂のポイント

1. 改訂の趣旨

虐待死亡事案等、障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待事案が続いていること、関連する制度が改正されたこと等を踏まえ改訂。

2. 改訂のポイント

(1) 従来の内容の補足

- ① 虐待行為が刑事罰に該当する場合があることを記述。(P.5)
- ② 保育園、学校、医療機関等の虐待通報があった場合の適切な対応について補足。(P.16)
- ③ 措置による一時保護の受入施設確保の観点から、措置委託の応諾義務について明記。(P.57)
- ④ 行政の指導監査時に、虐待の有無のチェックについても心がける旨記述。(P.76)

(2) 関連の制度改正による新たな対応と事例の提示

- ① 虐待被害防止のための住民基本台帳閲覧制限、年金基本情報目的外提供を記載。(P.60～61)
- ② 調査研究事業、報道等から具体的な虐待事案を例示。(P.70～71・P.94・P.118)

(3) 法施行後の虐待事案等を踏まえた対応の強化

- ① 法に基づく事実確認調査に対して虚偽答弁をした場合、障害者総合支援法の虚偽答弁禁止及び罰則規定の対象となることを説明し、誠実な協力を要請することを記述。(P.80)
- ② 事実確認を適切に行うため、聞き取り調査の留意点を記述。(P.82～83)
- ③ NPO法人による障害福祉サービス事業所への権限行使の根拠として特定非営利活動促進法を記述。(P.89)
- ④ 行動障害を有する者が虐待に遭いやすいことから、強度行動障害支援者養成研修について記述。(P.98～99)
- ⑤ 使用者による障害者虐待では、経済的虐待が8割以上を占めることから、注意を喚起。(P.102)

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き改訂のポイント

1. 改訂の趣旨

平成25年度に発生した虐待死亡事案等、障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待事案が相次いでいること等を踏まえ改訂。

2. 改訂のポイント

(1) 虐待が起きた場合の対応について

- ① 重大かつ深刻な虐待事案をについて、報道を参照しつつ具体的に記載。(P.4)
- ② 虐待行為が刑事罰に該当する場合があることを記載。(P.6)
- ③ 通報義務が長期間に亘り果たされていない事案を踏まえ、通報義務について強調。(P.7)
- ④ 行政の権限に基づく立ち入り調査等に対する虚偽答弁が、障害者総合支援法の虚偽答弁の禁止規定と罰則規定の対象となることを明記。(P.8)

(2) 虐待防止のための体制整備の強化について

- ① 虐待防止の組織的取り組みとして、虐待防止委員会における虐待防止マネージャーの位置づけについて強調。(P.10～11)
- ② 施設等の職場内研修用の冊子を巻末資料に掲載。(P.12・P.43～54)
- ③ 職員のストレスが虐待の背景要因として指摘されていることを踏まえ、職員のストレスの把握とメンタルヘルスについて記述し、チェックリストを巻末資料に例示。(P.14・P.31～33)
- ④ やむを得ず身体拘束を行う場合の記録が、基準省令上義務づけられていることを明記。(P.22)
- ⑤ 行動障害を有する障害者が虐待に遭いやすいことを踏まえ、強度行動障害支援者養成研修について記述。(P.26)

平成25年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)
→平成25年度における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

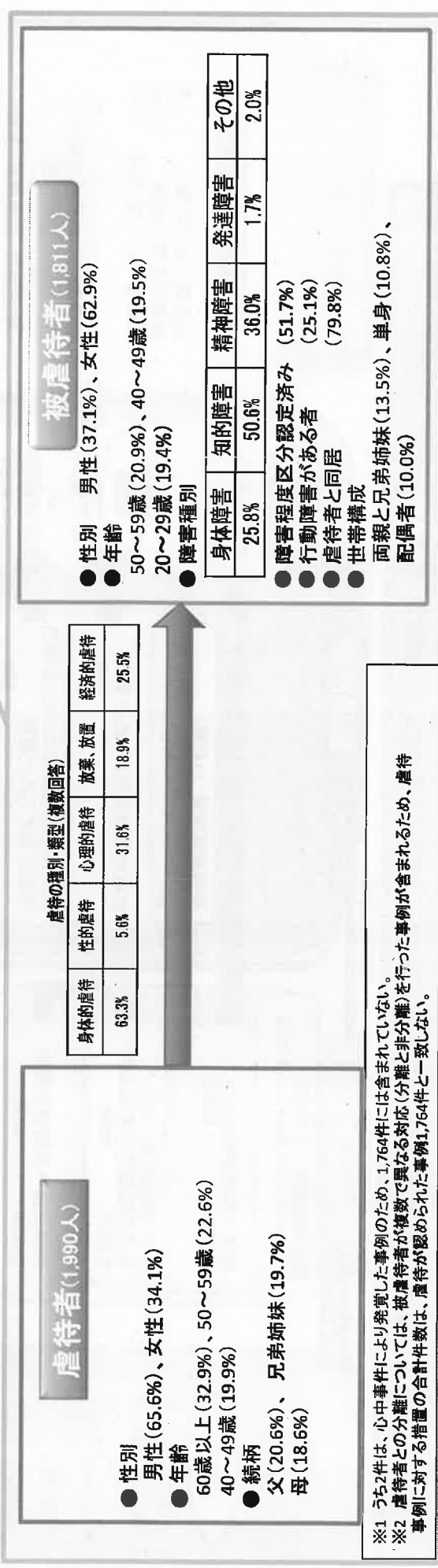
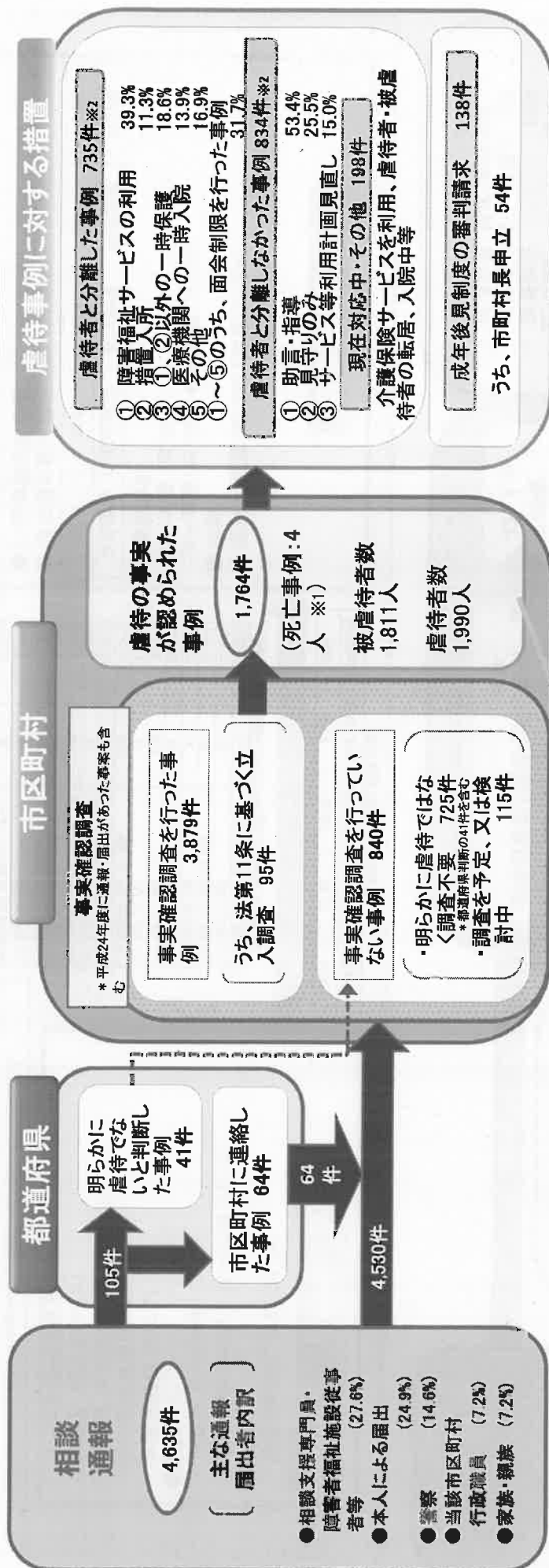
(※使用者による虐待については、今年7月に公表済み(大臣官房地方課労働紛争処理業務室))

【調査結果(全体像)】

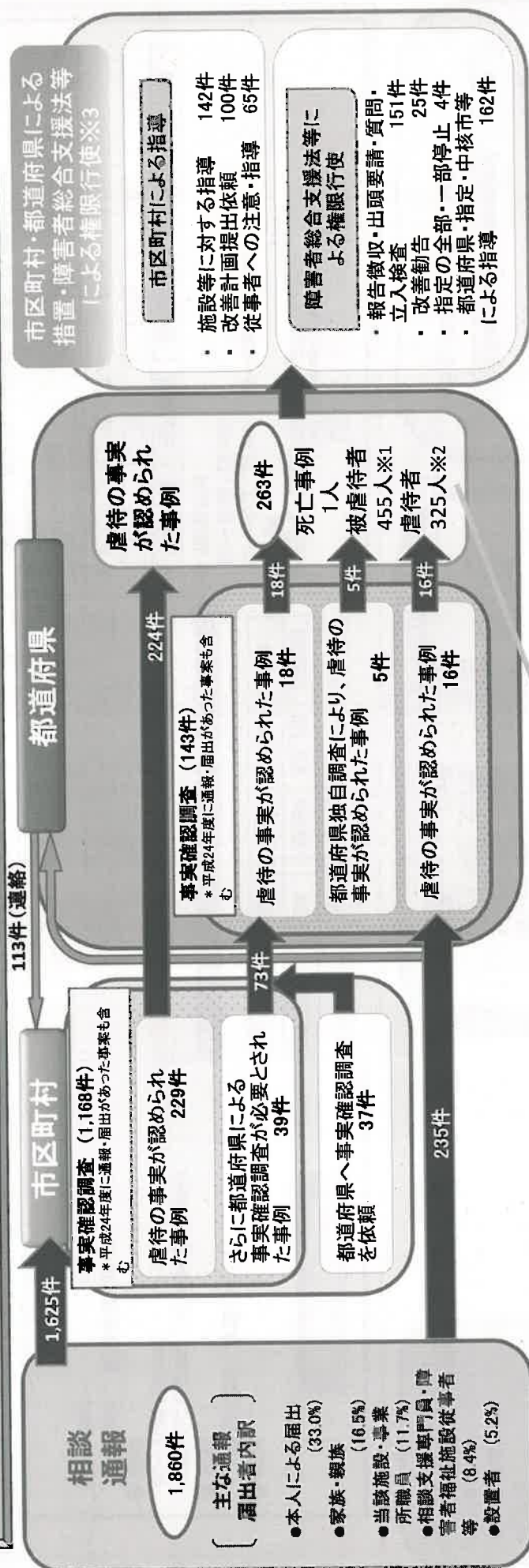
	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			(参考)都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,635件 (3,260件)	1,860件 (939件)	628件 (303件)	虐待判断 件数 (事業所数) 253件 (133件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,764件 (1,311件)	263件 (80件)		被虐待者数 393人 (194人)
被虐待者数	1,811人 (1,329人)	455人 (176人)		

- ・上記は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回の調査結果(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)のもの。
- ・都道府県労働局の対応については、平成26年7月18日大臣官房地方課労働紛争処理業務室のデータを引用。

平成25年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



平成25年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



被虐待者 (455人)

- 性別 男性 (62.2%)、女性 (37.8%)
- 年齢 20～29歳 (25.3%)、40～49歳 (21.5%)、30～39歳 (20.9%)
- 障害種別

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%

- 障害程度区分認定済み (74.1%)
- 行動障害がある者 (21.3%)

虐待の種別・類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56.3%	11.4%	45.6%	4.6%	6.6%

障害者虐待が認められた事業所種別

障害者支援施設	71	27.0%
居宅介護	2	0.8%
重度訪問介護	2	0.8%
行動援護	1	0.4%
療養介護	2	0.8%
生活介護	36	13.7%
短期入所	5	1.9%
共同生活介護	35	13.3%
自立訓練	1	0.4%
就労移行支援	4	1.5%
就労継続支援A型	16	6.1%
就労継続支援B型	51	19.4%
共同生活援助	10	3.8%
移動支援	3	1.1%
地域活動支援センター	6	2.3%
児童発達支援	3	1.1%
放課後等デイサービス	15	5.7%
合計	263	100.0%

虐待者 (325人)

- 性別 男性 (66.8%)、女性 (33.2%)
- 年齢 40～49歳 (20.9%)、50～59歳 (19.1%)、60歳以上 (17.5%)
- 職種 生活支援員 (43.7%)、その他従事者 (16.3%)、管理者 (9.5%)、設置者・経営者 (6.2%)、サービスマン管理責任者 (5.8%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の10件を除く253件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった9件を除く254件が対象。
 ※3 平成25年度末までに行われた措置及び権限行使。

DV被害者に準ずる者への対応について

日本年金機構

制度概要

背景

日本年金機構では、支援機関等が発行する証明書を所持する配偶者からの暴力(DV)被害者のうち、希望があれば、年金記録を含む個人情報について他者の閲覧を防止する取組(以下「秘密保持の手続」という。)を行っている。

一方で、DV被害者以外の方からも秘密保持の手続を希望する声が年金事務所に寄せられていることに鑑み、DV被害者に準ずる者についても同様の取扱いを行う。

新たな対象者

秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが公的機関により証明されている者。

(例1) 両親からの暴力を受けているため避難をしており、住所を両親に隠す必要がある子供

(例2) 老齢・障害年金を家族等から不当に搾取されているといった経済的虐待等を受けている高齢者・障害者

秘密保持の手続による対応内容

秘密保持の手続を経たDV被害者に準ずる者については、以下の対応を行う(※DV被害者と同様の対応)。

- ① 基礎年金番号を別の番号に変更する
- ② 本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わない

日本年金機構からの協力依頼

秘密保持の手続の要件として、公的機関による証明書提出を求めているため、保護を求める虐待被害者等が市町村に対して、公的証明発行の要請を行った場合には、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行っていただくなどのご協力をお願いいたします。また、日本年金機構における当該対応の周知等も併せてご協力をしていただくようお願いいたします。

施行時期

平成27年度(未定)

(3)

1 3 障害者の地域生活への移行等について

(1) グループホームの整備の促進について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域における住まいの場であるグループホームを確保することが重要である。

グループホームの利用者数については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、平成 26 年 10 月時点で、介護サービス包括型では 7.7 万人、外部サービス利用型では 1.6 万人、計 9.3 万人となっており、障害者自立支援法施行前の平成 17 年度の 3.4 万人から着実に増加してきている。

各自治体が定める第 3 期障害福祉計画では、平成 26 年度末までに全国で 10.0 万人がグループホームを利用することが見込まれており、引き続き、整備を進めていくことが求められている。

また、平成 26 年度から、都市部など土地の取得が困難な地域等において、各都道府県等の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、一定の条件を満たすものとして都道府県知事等が認めた場合には、1 つの新築の建物の中に合計定員 20 名までの範囲内で複数の共同生活住居の設置を認めることとしているので必要に応じ活用されたい。

なお、第 4 期障害福祉計画においては、これまでの障害福祉計画と同様、施設入所者数の削減を目標としていくこととしており、具体的には、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12% 以上が地域生活へ移行するとともに、合わせて平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4 % 以上削減することを基本としており、都道府県等におかれては、引き続き、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

(2) グループホームの体験利用等について（関連資料①（163 頁））

入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者の地域生活への移行を円滑に進めるためには、それらの者が移行後に利用するサービス内容に納得感を持ちつつ、地域での生活に徐々に慣れていくプロセスが重要である。このため、入所又は入院中の段階から宿泊やサービス利用等を通じた地域生活の体験ができるよう、平成 21 年 4 月の報酬改定において、グループホームの体験入居の仕組みを創設した。

① 利用実績の推移等

グループホームの体験入居の利用状況については、国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、下表のとおり増加傾向が認められる。

また、このグループホームの体験入居については、入所又は入院している障害者が地域生活に移行する場合だけでなく、家族と同居して自宅で生活している障害者が利用することも可能であるので、今後とも都道府県等

におかれては、本制度の周知などその利用の促進に努められたい。

(参考) 体験入居の利用者数実績の推移

	平成 23 年 10 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月
包括型 GH(旧 CH)	480 人	762 人	905 人	1,116 人
外部型 GH(旧 GH)	190 人	225 人	285 人	138 人
合計	670 人	987 人	1,190 人	1,254 人

② 地域移行支援の体験利用、体験宿泊の活用

平成 22 年 12 月に成立した障害者自立支援法等の一部改正法の施行に伴い、平成 24 年 4 月から個別給付として実施している地域移行支援においても、入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者を対象として、日中活動サービスや 1 人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用について報酬上評価しているところである。

また、今回の報酬改定において、体験利用の提供開始日に関わらず 1 回の給付決定につき 15 日以内で利用可能とする見直しを行うこととしているので（現行では利用期間が体験利用の提供開始日から 90 日以内に限られている）、都道府県等におかれては、地域移行支援を利用する障害者の意向等も勘案しつつ、こうした体験利用の制度の積極的な活用を図られたい。

(参考) 地域移行支援の体験利用、体験宿泊の利用者数実績の推移

	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月
障害福祉サービスの体験利用	53 人	55 人	40 人
体験宿泊	36 人	25 人	31 人
体験宿泊(夜間支援を行う場合)	15 人	31 人	33 人
合計	104 人	111 人	104 人

(3) グループホームの防火安全対策について

① 消防法施行令等の改正（関連資料②（164頁）～⑥（182頁））

グループホームの防火安全対策については、平成 25 年 2 月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、昨年度、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が 4 回開催され、昨年 3 月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われたことに伴い、総務省消防庁から管内の自治体等に対し、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成 26 年 3 月 28 日消防予第 118 号消防庁予防課長通知。以下「第 118 号通知」という。）、「消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成 26 年 3 月 26 日消防予第 101 号消防庁次長通知）等が通知されているところである。

見直しの概要は以下のア～エのとおりであるが、見直し後の基準は、既存施設については平成 30 年 4 月から、新規施設については平成 27 年 4 月から適用されることとなるため、都道府県等におかれては、これらの内容をご了知の上、管内の消防署等と連携を図りつつ、管内市町村、関係事業所等に対して必要な周知徹底をし、グループホーム等の防火安全体制の推進に万全を期されるようにご協力をお願いする。

また、スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなど障害者施設等とはもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金の助成対象としているので、積極的に活用すること等により、その設置の促進に努められたい。なお、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象としているので、ご了知の上、管内の障害福祉サービス事業所や関係団体等に周知されたい。

ア スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号。以下「改正令」という。）の施行により、消防法施行令別表第 1（6）項ロに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考 1」参照。以下「（6）項ロに該当する障害者施設等」という。）については、従来の面積要件（延べ面積 275 ㎡以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる（イのスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、スプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

(参考1) 消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設

- ・障害児入所施設
- ・障害者支援施設(※1)
- ・短期入所を行う施設(※1)
- ・共同生活援助を行う施設(※1)

※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設(※2)に限る。

※2 障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設

イ スプリンクラー設備の設置義務の免除について

(6)項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のもの」であって、延べ面積275㎡未満のものについては、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。

このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」の内容については、総務省消防庁から通知されている第118号通知等において、障害支援区分が4以上の者であって一定の認定調査項目に該当する者の数が利用者の概ね8割を超えるものと示されているので、留意されたい。

なお、サテライト型住居については、第118号通知にあるように、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、(5)項口(寄宿舍、下宿又は共同住宅)として取り扱われるものと考えられるが、具体的な個々の事例において疑義が生じた場合には、管内の消防署と協力、連携の上適切に対応されたい。

ウ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令(平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。)の施行により、(6)項口に該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる(「参考2」参照)ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

(参考2) 第118号通知においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

- ・ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておく必要があること。
- ・ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

エ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等(「参考3」参照)のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準(延べ面積300㎡以上)が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、改正令の施行を待たずに、現在未設置の施設に対して、自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

(参考3) 消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる施設

- ・ 身体障害者福祉センター
- ・ 障害者支援施設(※)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム
- ・ 生活介護を行う施設
- ・ 短期入所を行う施設(※)
- ・ 自立訓練を行う施設
- ・ 就労移行支援を行う施設
- ・ 就労継続支援を行う施設
- ・ 共同生活援助を行う施設(※)

※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設を除く。

②建築基準法施行令等の改正（関連資料⑦（183頁））

グループホームは、建築基準法上、寄宿舍の用途区分に該当する場合が多いが、国土交通省において、昨年7月に建築基準法施行令が改正され、同年8月に必要な告示が公布及び施行されたことに伴い、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすること等が求められている一定の建築物（寄宿舍を含む）について、自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁は準耐火構造とすること等を要しないこととされた。このように、一定の区画ごとにスプリンクラーを設置した場合や小規模で避難が極めて容易な構造の場合には、防火対策の規制の合理化が図られていることから、グループホームを整備するに当たって、必要に応じて建築部局とも連携を図りつつ整備を進められたい。

（４）精神科病院の敷地内におけるグループホーム等について

（関連資料⑧（185頁）、関連資料⑨（186頁））

グループホームは、地域との交流を図ることにより社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地することを求めている。入所施設や病院の敷地外にあるようにしなければならないこととしている。

しかし、昨年行われた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」で取りまとめられた報告書において、精神科病院に長期間入院している精神障害者の地域移行を促進する観点から、入院医療の必要性の低い長期入院精神障害者のうち退院に向けた支援を徹底して実施してもなお地域への退院意欲が固まらない者について、段階的な移行も含めて入院医療の場から生活の場に居住の場を移すことが必要であり、その選択肢の一つとして、障害者権利条約に基づく権利擁護の観点も踏まえ、「精神病床の削減を伴うこと、利用対象者を長期入院精神障害者に限ること、利用期間を設けること、構造上の独立性を確保すること」など一定の条件付けを行った上で、通所的な居住の場として、病院の敷地内にグループホームの設置を試行的に認めるべきとされた。

このため、新規指定の期間は平成27年4月から平成31年3月まで、運営期間は指定を受けた日から6年間と限定し、平成30年度においては、それまでの制度の施行状況を踏まえてその後の制度の在り方を検討することとした上で、新たに平成27年度から病院の敷地内におけるグループホーム（地域移行支援型ホーム）の設置を認めることとした。

各都道府県等におかれては、精神科病院から地域移行支援型ホームに関する指定の申請や相談があった場合には、その設置目的や、あくまでも試行的に実施するものであることを十分説明いただきたい。

また、指定に当たっては、設置条件として、地域移行支援型ホームの従業

者と当該ホームを設置する精神科病院の職員の兼務を禁止しているが、この点については各都道府県等で使用している指定申請書の様式に従業者がこれらの兼務をしていない旨の欄を設けるなどにより確認いただきたい。また、地域移行支援型ホームの共同生活住居の構造及び設備は、利用者の生活の独立性が確保されたものでなければならないが、この点については指定申請書に添付された建物の構造概要、平面図及び設備の概要によるほか、必要に応じて現地を訪問するなどにより確認いただきたい。さらに、改正後の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」附則第11条第2項において、地域移行支援型ホーム事業者は「協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの」に対して定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等の評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしている。このため、管内に地域移行支援型ホーム事業所を設けた場合には、少なくとも年に1回以上協議会等を開催し、議題の1つとして当該事業所の運営状況等の評価等を行っていただくようお願いする。なお、「その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの」とは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課から平成27年度予算案で要求している「長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業」における地域移行推進連携会議を想定しているところである。

地域移行支援型ホームは、様々な条件を設けて実施する制度であるが、本来、精神科病院に長期間入院している精神障害者で入院医療の必要性が低い者は、直接病院の敷地外である地域生活に移行することが原則である。障害者権利条約の趣旨を踏まえ、利用者本人の意向を第一に、家族や相談支援事業所、その他の障害福祉サービス事業所、市町村、保健所など第三者の意見も聴きつつ、十分にその利用の要否が検討されなければならない。地域移行支援型ホームが地域移行を支援するための通過的な居住の場としての役割を十分果たすよう、適宜事業所の運営状況について注視し、必要に応じて助言、指導等を実施されたい。

なお、長期入院精神障害者の地域移行を推進するに当たり、地域移行支援型ホームを設置していない自治体においても、地域の実情に応じて、協議会に地域移行や居住支援などの課題に対応した役割を担う専門部会を設置する等、関係機関で精神障害者が地域で生活する上での課題解決等に関する情報共有等が行われることが望ましい。

(5) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等ではなく地域の中で生活を送れるよう、住まいの場を確保することが重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局

の連携について」(平成 21 年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国都交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)を発出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしている。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、各種会議・研修等を通じて、当該通知の周知に努めるなど、引き続き、福祉部局と住宅部局の連携による取組の強化をお願いする。

また、高齢者、障害者、子育て世帯等のように、居住や福祉に関する支援ニーズの高い方々に対する居住支援の強化を図ることを目的として、①厚生労働省及び国土交通省における居住・福祉に関する施策や、②各地の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 10 条第 1 項に規定する「居住支援協議会」で行っている先進的な取組に関する情報提供の場として、平成 24 年度から地方公共団体の実務者を対象とした連絡会議を国で開催しているところであり、平成 27 年度の開催は現時点では未定であるが、開催される場合には住宅部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いする。

(6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、平成 21 年度から地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホームなど福祉施設等への受け入れ調整等を行っているところである。

また、平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、地域移行支援の対象に新たに「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加され、平成 26 年 4 月から、保護施設や矯正施設、更生保護施設に入所等している障害者が加えられた。

都道府県等におかれては、矯正施設等に入所等している障害者が退所等に伴い円滑に地域生活に移行できるよう支援するため、障害者の意向等を勘案しながら地域移行支援の活用が図られるよう取り組んでいただきたい。

矯正施設等に入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保など障害者支援施設やグループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算（地域生活移行個別支援特別加算）として評価している。

その算定実績をみると、地域生活定着支援センターの設置数の増加等に

比例して、下表のとおり算定対象者数の着実な増加が認められるところであるが、一部の算定実績の全くない自治体があるなど地域によってその取組状況に差が認められるところである。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の対象者数実績の推移

	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月
包括型GH	71 人	110 人	256 人
外部型GH	88 人	134 人	68 人
障害者支援施設	40 人	42 人	46 人
宿泊型自立訓練	31 人	41 人	33 人
合計	230 人	327 人	403 人

※障害者支援施設については、個人加算の算定利用者数を計上

こうした状況も踏まえ、障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修の実施等に必要な費用について、平成 25 年度から地域生活支援事業のメニュー（「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」）として支援を行っているところである。

罪を犯した障害者が矯正施設等を退所した後に地域で生活できるようにするためには、多様な福祉サービス等を確保するとともに、地域や福祉施設等での理解を深めることが重要であるので、各都道府県等におかれては、保護観察所や地域生活定着支援センターなど関係機関とも緊密に連携の上、これらの助成制度等の積極的な活用に努められたい。

(参考) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業の概要

ア 事業の目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

(イ) 普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

(ウ) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

※ 事業の一部又は全部を団体等に委託することが可能

(7) 地域相談支援の着実な実施等について

(関連資料⑩ (187 頁)、関連資料⑪ (188 頁))

① 地域相談支援の提供体制の整備について

平成 24 年 4 月 1 日から創設された地域移行支援、地域定着支援については、各自治体が定める第 3 期障害福祉計画において、平成 25 年度にそれぞれ 1 か月平均で、地域移行支援は 7,634 人、地域定着支援は 11,129 人が利用することが見込まれていたところである。

しかしながら、その利用実績については、各都道府県の国民健康保険団体連合会による介護給付費等の支払実績によれば、直近の平成 26 年 10 月でも、地域移行支援が 495 人、地域定着支援が 2,044 人と計画値に対して極めて低調となっており、都道府県別にみても大きな格差が生じているところである。また、障害種別ごとにみると特に地域移行支援はその利用者の 8 割以上が精神障害者となっており、知的障害者及び身体障害者の利用は進んでいない状況である。

また、第 4 期障害福祉計画において、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つ整備することを目標として設定することとしているが、当該拠点等では緊急時の受入や地域の体制づくり等の機能が求められており、常時の連絡体制の確保や緊急時支援を行う地域定着支援は重要な役割を担うものである。

このため、特にこれらの利用が進んでいない自治体におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、必要に応じて障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会を積極的に活用しながら、今年度の利用実績の分析や課題の整理、対応方策等の検討、障害者向けの地域移行に関するパンフレットの作成等の取組を推進するなど計画的な地域相談支援の提供体制の整備の推進に取り組むよう、よろしくお願いする。

なお、地域定着支援の給付決定に際して、地域移行支援を利用していない障害者や家族と同居している障害者を一律に給付対象外として運用している自治体が見受けられるが、いずれのケースも地域定着支援の給

付対象となり得ること、また、地域定着支援は必ず1年間しか利用できないと認識している自治体もあるが、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる場合には更新が可能（更なる更新も可能）であることから、各自治体においては、本人の意向や心身の状況、同居家族の状況等を十分に勘案の上、適切な運用に努められたい。

②精神障害者の退院支援体制の整備等について

平成25年6月に成立した精神保健福祉法の一部改正法により、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、精神科病院の管理者に対する相談支援事業者等の紹介努力義務規定が設けられ、平成26年4月から施行されているところである。

これを受け、相談支援事業者等（地域援助事業者）において、通常必要となる職員に加えて退院支援に関する業務等を行うための職員の配置に必要な費用等について、地域生活支援事業費補助金のメニュー（「相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保」）として財政支援を行っているので、当該助成制度の積極的な活用に努められたい。

（参考）相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保の概要

ア 目的

精神保健及び精神障害福祉に関する法律第33条の5の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

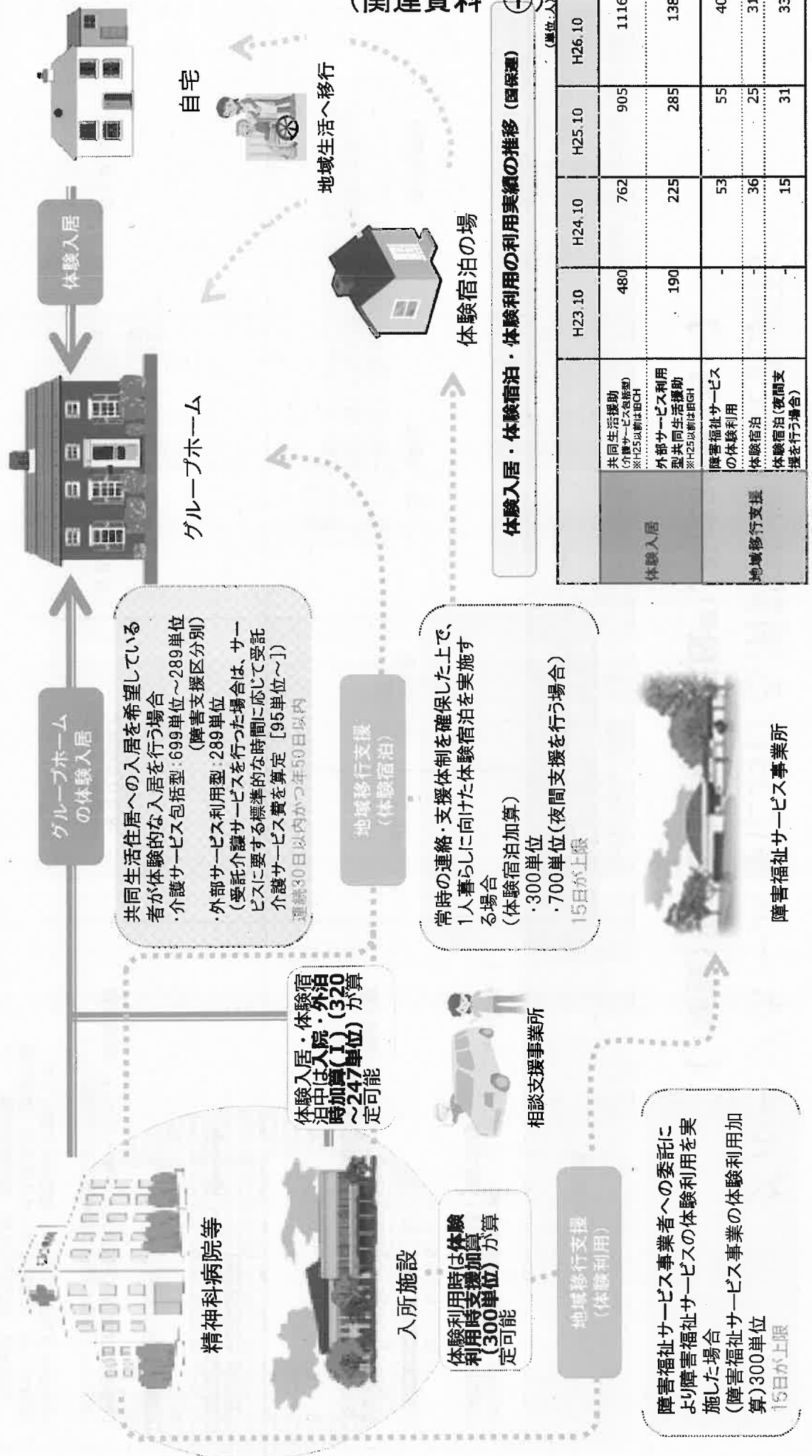
イ 事業内容

相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。

施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

※ 一部の単位数等はH27.4～の予定

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービス利用の体験利用を促進。また、グループホームの体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。



(関連資料)

①

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
【入所施設(障害児・重度障害者)、グループホーム(重度)】 ※消防法施行令別表第1(6)項関係 ①障害児施設(入所) ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)	275㎡以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設	全ての施設	★平成27年4月から基準を変更 消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更	
【上記以外(通所施設等)】 ※消防法施行令別表第1(6)項関係 ①障害児施設(通所) ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。) ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	6000㎡以上 (平屋建てを除く)	300㎡以上	利用者を入居させ、若しくは煙を排出するもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの	500㎡以上		

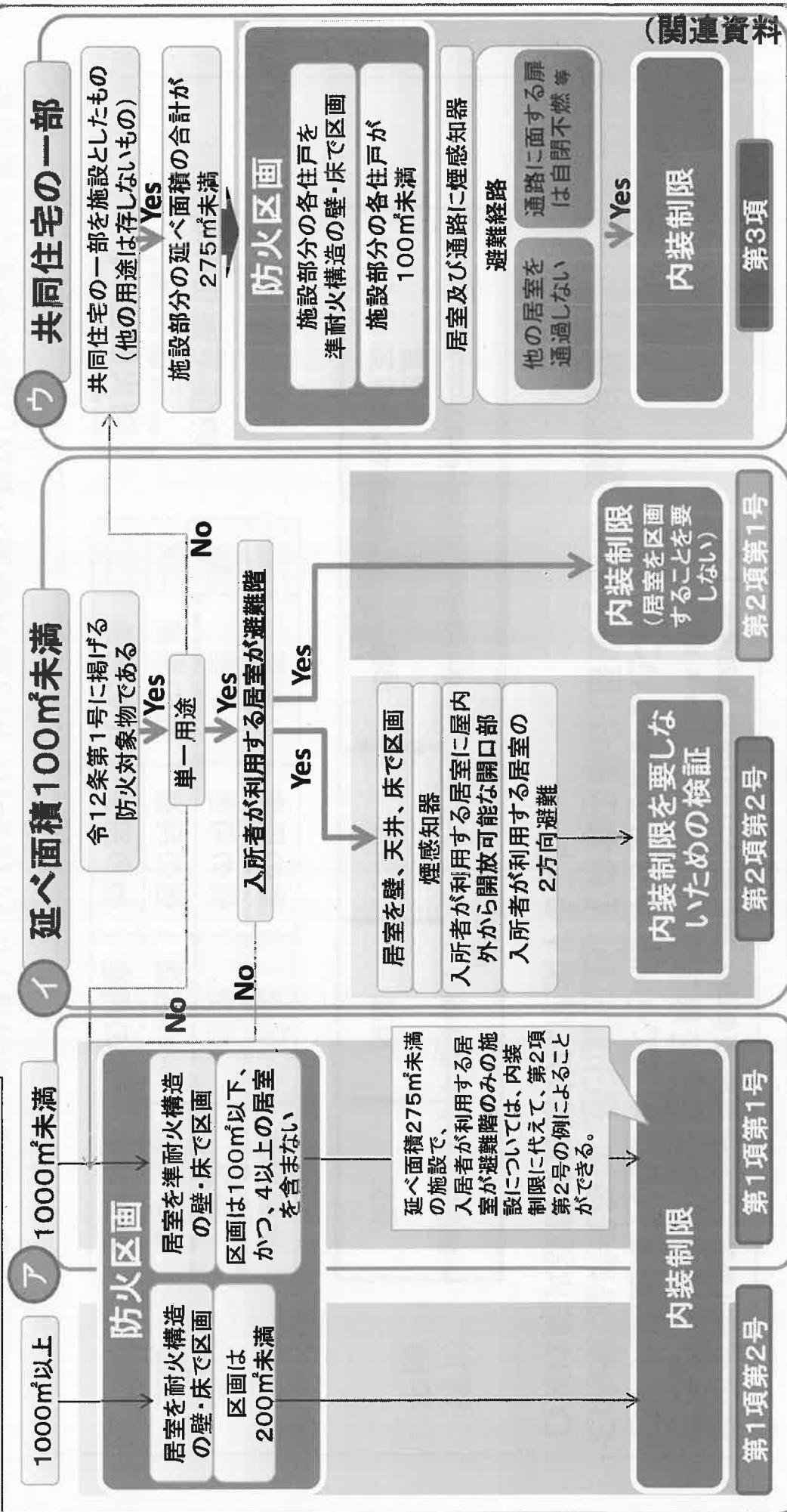
(関連資料 ②)

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中的ものを含む)については、平成30年3月末までの施工期間あり。
※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの
※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

スプリンクラー設備の設置を要しない構造

改正消防法施行規則第12条の2



いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置

構造要件(消防法施行規則第12条の2(施設面積1000㎡未満の場合))

- 準耐火構造の防火区画を形成すること(図 ■■■線)
- 防火区画は100㎡以下で4以上の居室を含まないこと
- 内装(避難経路は **準不燃材料**、その他の部分(居室を含)は **難燃材料**)
- 扉は防火設備で自動的に閉鎖すること

廊下

例1)

平面

他の用途	居室	他の用途	居室	階段
居室	居室	他の用途	居室	階段
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	

内装不燃化の部分

防火区画

例2)

立面

新たにスプリンクラー設備設置対象となる「100㎡以上(275㎡未満)」及び「100㎡未満かつ単体用途以外」でスプリンクラー設備を設置しない場合には、防火区画を設置する必要がある。

改正案消防法施行規則第12条の2「第2項第1号、第2号」(100㎡未満)の構造

第2項
柱書

- 100㎡未満であること
- 入所者が利用する居室が避難階のみ
- 単一用途

平屋建

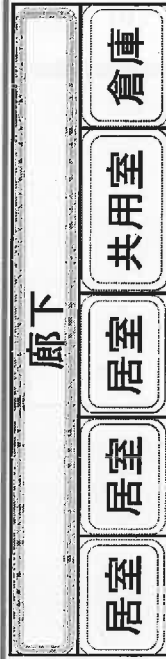
1F(避難階)		居室	居室	共用室	従業員室
平屋建以外(傾斜地)		居室	居室	居室	2F(避難階)
1F(避難階)		共用室	共用室	従業員室	

防火区画を要さない+居室(共用室を含む)の数を問わない

I 内装不燃化

- 避難経路を準不燃材料
- その他の部分を難燃材料

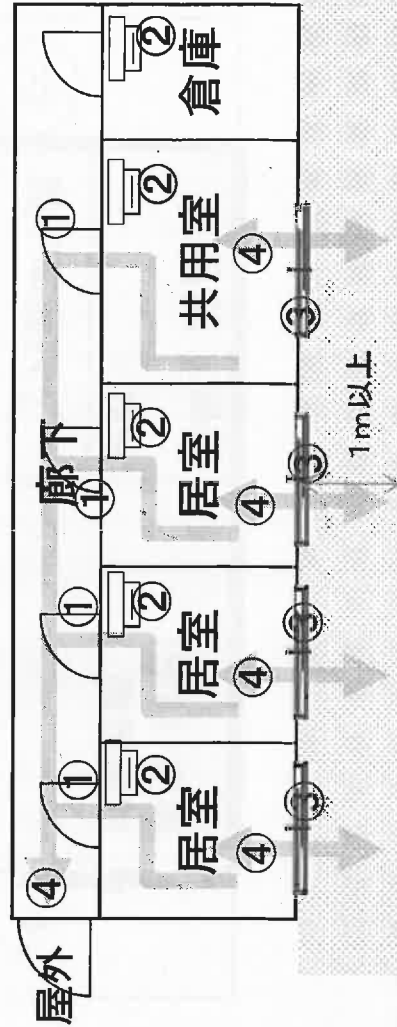
第2項
第1号



II 内装不燃化を要しない

- ①居室区画(扉は自動閉鎖)
- ②煙感知器
- ③各居室の開口部
 - 屋内外から容易に開放
 - 幅員1m以上の空地に面する
 - 避難できる大きさ等
- ④2方向避難が確保されている
- ⑤火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること

第2項
第2号

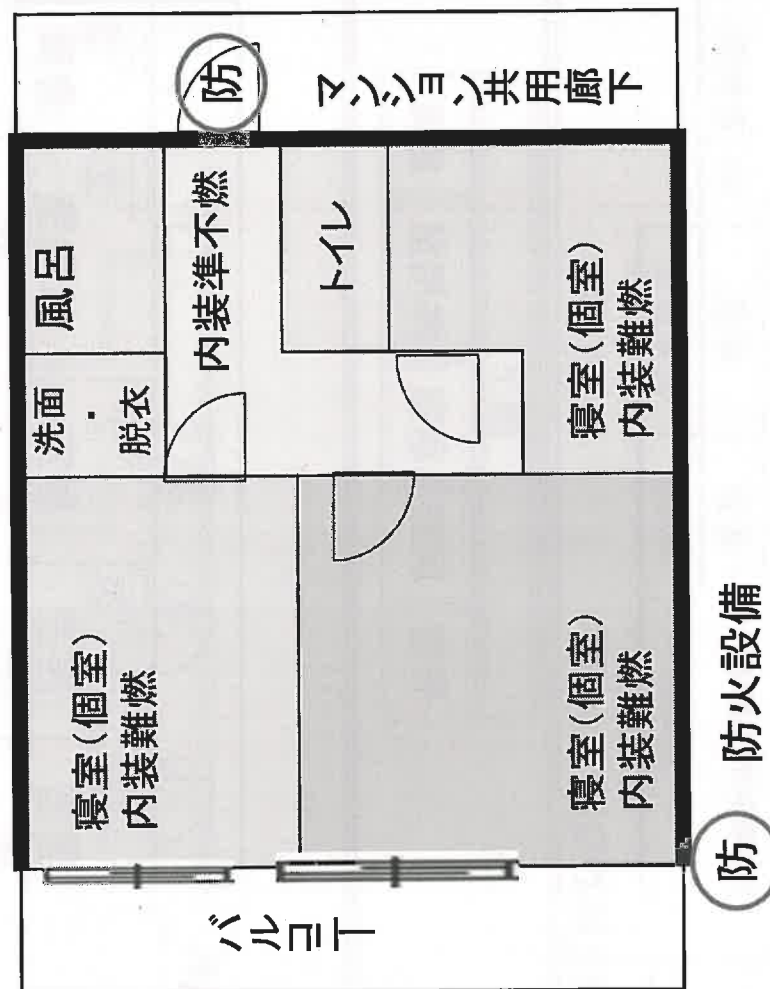


「避難階」、「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の各要件については、個別の防火対象物の状況に応じて消防法施行令第32条を適用することができるのではないかな。

ウ 改正消防法施行規則第12条の2第3項の構造

共同住宅の住戸を令別表第1(6)項口の用途に供する場合において、(6)項口の用途に供する住戸全体の延べ面積が275㎡未満のものうち、次の第1号から第7号までに定めるところにより区画を設けたものには、スプリンクラー設備の設置を要しない

- 一 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画すること。
- 二 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができ廊下に面していること。
- 三 二の主たる出入口には、防火戸等を設けたものであること。
- 四 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、二の廊下に通ずる通路には準不燃材料で、その他の部分には難燃材料としたものであること。
- 五 二の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。
- 六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- 七 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の床の面積が100㎡以下であること。



消 防 予 第 118 号
平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について (通知)

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(平成 25 年 12 月 27 日付け消防予第 492 号)、「消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について」(平成 26 年 3 月 26 日付け消防予第 101 号)及び「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等の公布について」(平成 26 年 3 月 28 日付け消防予第 110 号)により、消防法施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 368 号、以下「改正政令」という。)等及び消防法施行規則の一部を改正する省令(平成 26 年総務省令第 19 号)等の公布について通知したところですが、改正後の消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。)及び消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。)等の運用に当たっては、下記事項にご留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであること、また、本通知の 2 の内容は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び厚生労働省社会・援護局保護課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 スプリンクラー設備設置対象に関する事項(規則第 12 条の 2 関係)

令第 12 条第 1 項第 1 号の火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造については、次のとおりであること。

- (1) 規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ロただし書に規定する「居室(もつぱら当該施設の職員が使用することとされているものを除く。)」については、居室のうち、職員が使用するための事務室、会議室などを除くものであること。
- (2) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「区画」とは、壁及び天井等により

構成されるものをいい、襖、障子、カーテン又はパーティション等により間仕切りされるものはこれにあたらないものであること。

- (3) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間」については、設計図書や事業計画等により算出するものであり、算出時間を実地にて計測することを求めるものではないこと。
- (4) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロに規定する「屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部」については、屋内から直接地上へ通ずる窓、扉その他の開口部で、屋外からの鍵の使用や自動火災報知設備との連動により解錠するもの等破壊せずに解錠することを想定していること。
- (5) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ニに規定する「入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでない」開口部については、いわゆる「掃き出し窓」を想定しているものであるが、その幅、高さ及び下端の床面からの高さについては、当該居室の入居者の避難に際して器具を使用する場合などを勘案し、避難、救出が容易である大きさ、構造の開口部をいうものであること。
- (6) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ホに規定する「2 以上の異なった避難経路」については、当該防火対象物の廊下や玄関、勝手口を経て屋外へ到達することができる経路と規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロにより設けられた開口部を介して屋外へ到達することができる経路をいうものであること。
- (7) 規則第 12 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する「直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下」については、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成 17 年消防庁告示第 3 号）第 4(4)に定める廊下等をいうものであること。

2 障害者施設等のスプリンクラー設備設置対象に関する事項（令第 12 条及び規則第 12 条の 3 関係）

令別表第 1（6）項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物のスプリンクラー設備設置対象については、1 による他、次のとおりであること。

- (1) 障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 8 項に規定する短期入所若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設（平成 26 年 3 月 31 日までは、同条第 10 項若しくは第 16 項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設）にあっては、障害者総合支援法第 4 条第 4 項に定める障害支援区分（平成 26 年 3 月 31 日までは、障害程度区分。以下「障害支援区分」という。）が 4 以上の者が概ね 8 割を超える施設が令別表第 1（6）項ロとして取扱われることは、従前から変わるものではないが、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令（平成 26 年 1 月 23 日公布。厚生労働省令第 5 号。）による障害支援区分の

取扱いに変更があることから、留意されたいこと。

なお、令別表第1（6）項の用途区分の取扱いについては、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（平成26年3月14日付け消防予第81号）2（1）に留意されたいこと。

- (2) 令第12条第1項第1号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」とは、規則第5条第5項に該当する者（障害支援区分が4以上の者）であって、規則第12条の3第1号から第6号までのいずれかに該当する者の数が、利用者の概ね8割を超える施設を規定するものであり、該当する防火対象物についてはスプリンクラー設備の設置を要するものであること。
- (3) 障害者施設等に入居若しくは入所又は宿泊している障害者等の規則第12条の3各号に掲げる認定調査項目の確認は、入居者又はその委任を受けた者が市町村へ開示請求し、消防機関が施設関係者に提出を求めることにより行うことを想定していること。
- (4) 障害支援区分の設定がない障害児入所施設及び救護施設における「介助がなければ避難できない者」に該当するかどうかの判断については、次により取り扱うこと。

ア 障害児入所施設

(ア) 認定調査項目に代わる判断基準

「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができているかどうか」の判断基準により確認すること。

(イ) 確認の流れ

都道府県は、児童福祉法に基づき施設の設置認可（報酬支払いに関する指定）及び指導監督の権限を持ち、指定基準や消防法令に定める防火基準を遵守させる業務を行うこととなっていることから、「避難の困難性」の内容を確認することとなる。都道府県により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない児童数に関する情報を消防機関が施設関係者に確認することにより、スプリンクラー設備の設置義務の有無を判断することを想定していること。

なお、大都市特例により、指定都市及び児童相談所設置市においても、認可、指定及び指導監督等の業務を行うこととなっていることから、同様の想定をしていること。

(ウ) 留意事項

(イ)の確認は、すべての入所児童に対して行わなければならないものではなく、介助がなければ避難できない者が施設の利用者の8割未満であるという基準に沿って、スプリンクラー設備の設置を要しないということを証明するのに必要な人数の確認で足りるものであること。

イ 救護施設

(ア) 原則として、障害支援区分の認定を受け、認定調査項目により確認すること。

(イ) (ア)によらない場合にあっても、都道府県は、生活保護法に基づき施設の設置認可及び指導監督の権限を持ち、保護施設の基準や消防法令に定める防火基準を遵守させる業務を行うこととなっていることから、「避難の困難性」の内容を確認することとなる。都道府県により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない者の人数に関する情報を消防機関が施設関係者に確認することにより、スプリンクラー設備の設置義務の有無を判断することを想定していること。

なお、大都市特例により、指定都市及び中核市においても、認可及び指導監督等の業務を行うこととなっていることから、同様の想定をしていること。

(5) 共同生活援助のサテライト型住居の取扱い

共同生活援助のサテライト型住居（※）については、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者がマンション等の一室に単身で居住する形態として、平成 26 年 4 月に創設されるものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、令別表第 1（5）項口として取扱われるものと考えられること。

今後、制度施行後のサテライト型住居の入居形態の実態等を踏まえた上で、実態に則した消防法令上の取扱いを通知するものであること。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）第 210 条第 2 項に規定するサテライト型住居をいう。

(6) 居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い

居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては、令別表第 1（5）項口として扱うことが適当と考えられるものであること。

(7) 利用者の入れ替わり、障害支援区分の変更や期限が切れている等の事情により令別表第 1 の用途又は(2)に該当するかどうか定まらない場合には、福祉部局と連携の上、施設関係者から利用者の状況に関する資料の提示を求める等により、定常的な状態として前年度実績等の一定期間の利用者の状況を確認するなど、施

設の状況を十分に確認し対応すること。

3 「入居者等の避難に要する時間の算定方法を定める件」(平成 26 年消防庁告示第 4 号。以下「避難告示」という。) 関係

(1) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ホに規定する避難経路については、各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定して算定するものであること。

(2) 避難告示第 2 については、次の手順により算定すること。

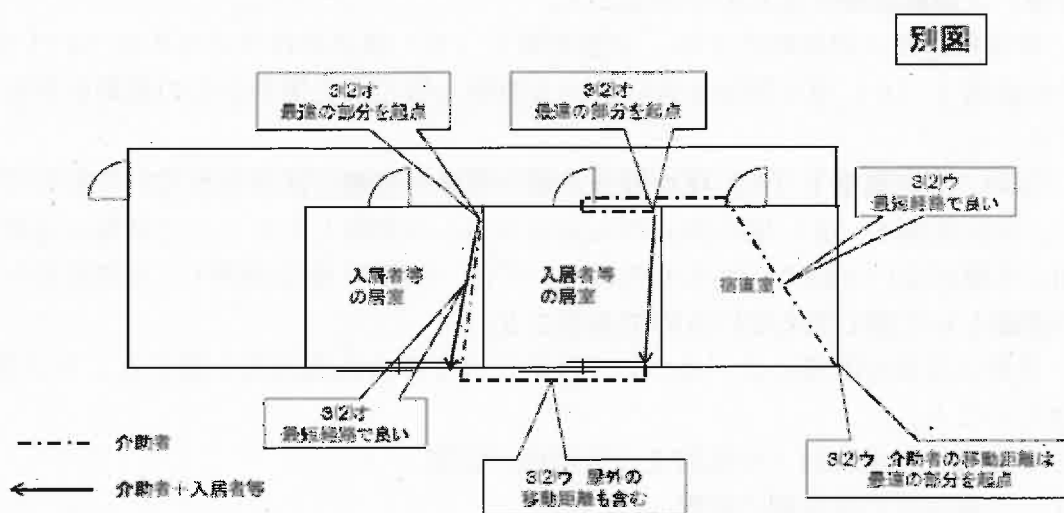
ア 算定上の介助者は 1 人として、施設内の全入居者等が避難に要する時間を算定するものであり、実際の職員数とは異なるものであっても差し支えないものであること。

イ 介助者は、事務室、宿直室又は当直室等もっぱら当該施設の職員が使用することとされている居室のうち、最も滞在時間が長い居室を起点とした移動距離について算定すること。

ウ 避難告示第 2 第 2 号(1)の介助者の移動距離については、イの居室内の最遠の部分から起点とし、起点からの経路にあっては最短経路とすること。また、入居者等を屋外まで介助して避難させた後、他の入居者等の居室へ至る経路のうち、屋外を移動する距離についても含むものであること。(別図参照)

エ 避難告示第 2 第 2 号(2)の「介助用具」とは、車いすその他の避難の際にベッド等から移乗を要する用具をいうものであること。

オ 避難告示第 2 第 2 号(3)の居室から入居者等を介助して避難する移動距離については、避難経路となる当該居室の出入口又は規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロの開口部から最遠の部分から起点とし、起点からの経路にあっては最短経路とすること。(別図参照)



4 自動火災報知設備の設置基準関係 (令第 21 条関係)

(1) 「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」とは、夜間において利用者が就寝

を伴う用途における火災危険に着目したものであり、入院や入所を含むものであること。

なお、利用者に対して日中に行っている役務（治療や保育等）が夜間を通して行われるのみで宿泊を伴わないものについては、原則として該当しないものであること。

- (2) 令第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物のうち、令別表第 1（5）項イ並びに（6）項イ及びハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物で、次のアからウまでのすべてに適合するものにあつては、令第 32 条を適用して、自動火災報知設備を設置しないことを認めて差し支えないものであること。

ア 延べ面積が 300 ㎡未満のものであること。

イ 改正政令の施行の際に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項第 2 号イ及びロに規定する部分すべてに、現に住宅用防災警報器（連動型であり、かつ、規則第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除き煙式であるものに限る。）が設置されているものであること。

ウ 現に設置されている住宅用防災警報器は、交換期限（自動試験機能付きのものについては、機能の異常の表示がされるまでの期間と製造年から 10 年間のいずれか短い期間とする。）を超えていないものであること。

5 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準関係（規則第 25 条関係）

- (1) 起動方法については、感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動起動するものであること。

- (2) 複合用途防火対象物のうち、令別表第 1（6）項ロが存するものについては、令別表第 1（6）項ロ部分を含む防火対象物全体の火災信号からの連動を原則とすること。

なお、令別表第 1（6）項ロ部分と他の用途が明確に区分されているものであり、令別表第 1（6）項ロ部分の火災信号からの連動とすることで早期の通報体制に支障がないと認められるものについては、令第 32 条を適用し、当該部分からの連動として差し支えないものであること。

- (3) 自動火災報知設備には、次のいずれかにより非火災報対策を講じることが望ましいこと。

ア 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置

イ 二信号式の受信機の設置

ウ 蓄積付加装置の設置

エ 設置場所の環境状態に適応する感知器の設置

- (4) 規則第 25 条第 3 項第 4 号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤そ

の他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であって、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうものであること。

なお、当該防災センターに類するもので、同等の通報体制が講じられていると認められるものにあつては、令第 32 条を適用し、「防災センター」と取り扱って差し支えないものであること。

- (5) 連動に係る配線工事については、甲種第 4 類の消防設備士が行うものであること。

- (6) その他火災通報装置との連動に関する留意事項については、当面の間、「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」（平成 8 年 8 月 19 日付け消防予第 164 号）別添 2「火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の留意事項」によること。

なお、連動停止スイッチを別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給することを原則とするが、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないもの等受信機から電源供給ができない場合にあっては、火災通報装置から供給することで差し支えないものであること。

- (7) 連動起動による通報の信頼性を確保するため、非火災報防止対策及び自動火災報知設備の作動時の対応が適正に行われるよう、次の事項について関係者に周知すること。

ア 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟させておく必要があること。

イ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。

ウ 自衛消防訓練等を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。

エ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

- (8) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直しに伴い、「火災通報装置の基準（平成 8 年消防庁告示第 1 号）」、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第 4 号）」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）」については、追って改正することを予定していること。

6 その他

- (1) 上記 2 の運用上の疑義については、引き続き関係省庁や関係団体と意見交換等を行うものであること。

- (2) スプリンクラー設備設置に係る令第 32 条適用の判断基準については、別途通知する予定であること。

消防庁予防課設備係

担当：守谷、鈴木、北野
河口、尾上

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

消防予第101号

平成26年3月26日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長

消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第19号。以下「改正規則」という。）が平成26年3月26日に公布されました。

今回の改正は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）による消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）の改正に伴い、スプリンクラー設備を設置することを要しない構造について見直しを行うとともに、介助がなければ避難できない者について規定するほか、自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出等について所要の規定の見直しを行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正規則に関する事項

1 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の見直しについて

- (1) 改正令により新たにスプリンクラー設備の設置が義務づけられる延べ面積275㎡未満の(6)項口に掲げる社会福祉施設等について、現行の延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設に係る規定を適用することとしたこと。ただし、延べ面積が275㎡未満のものうち、入居者等の居室が避難階のみに存するもので、改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条の2第2項第2号の要件を満たすものにあつては、この号に規定する内装制限を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第1項第1号関係）
- (2) 令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が100㎡未満の小規模な施設のうち、次の各号のいずれかに定める構造を有するものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第2項関係）
 - 一 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通

路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたもの

- 二 居室を壁、床等で区画し、出入口に戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた施設で、次のイからホまでの避難が容易な構造を有するもののうち、入所者等が避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により計算した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの

イ 自動火災報知設備の感知器は、一部の例外を除き、煙感知器を用いること。

ロ 居室に屋外及び屋内から容易に開放することができる開口部を設けること。

ハ ロの開口部が道又は道に通ずる幅員1メートル以上の通路等に面していること。

ニ ロの開口部の形状が、容易に避難することを妨げるものでないこと。

ホ 居室から2以上の異なった避難経路を確保していること。

- (3) 共同住宅の住戸を令別表第1(6)項ロの用途に供する場合において、(6)項ロの用途に供する住戸全体の延べ面積が275㎡未満のものうち、次の第1号から第7号までに定めるところにより区画を設けたものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第3項関係）

一 令別表第1(6)項ロの用途に供する各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画すること。

二 令別表第1(6)項ロの用途に供する各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。

三 二の主たる出入口には、防火戸等を設けたものであること。

四 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、二の廊下に通ずる通路には準不燃材料で、その他の部分には難燃材料でしたものであること。

五 二の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。

六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。

七 令別表第1(6)項ロの用途に供する各住戸の床の面積が100㎡以下であること。

2 介助がなければ避難できない者の規定について

令第12条第1項第1号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」は、乳児、幼児、並びに令別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者（同表(6)項ロ(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同表(6)項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者としたこと。（規則第12条の3関係）

一 認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）別表第1に掲げる項目をいう。以下同じ。）3の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者

二 認定調査項目3の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必

要」に該当しない者

三 認定調査項目 6 の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者

四 認定調査項目 6 の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者

五 認定調査項目 8 の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者

六 認定調査項目 8 の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

3 自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出の見直しについて

自主表示対象機械器具等の製造業者等が技術上の規格に適合する旨の表示を付そうとするときに、消防法に基づき、あらかじめ、総務大臣に届け出る事項について、自主表示対象機械器具等の種類が増えることを踏まえ、対象となる機械器具等が規格に適合することを確認する各試験が確実に実施されるよう、試験の結果並びに試験の実施に必要な検査内容及び検査設備に関する事項のうち消防庁長官が定めるものを届出事項とすることとしたこと。（規則第 4 4 条の 2 第 2 項第 2 号関係）

4 その他

屋外消火栓設備に関する基準の細目（圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力の基準）について規定の整備を行ったこと。（規則第 2 2 条第 1 0 号ロ関係）

第二 その他

1 改正規則の施行期日

改正規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。ただし、第一 3 及び 4 に記載する自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出の見直し等については、公布の日から施行することとしたこと。

2 今後の予定

改正規則の運用については、別途通知する予定であること。

消 防 予 第 105 号
平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の基準の
特例の適用について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 19 号。以下「改正規則」という。）が公布されました。改正令による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられる 275 m²未満の令別表第 1（6）項ロに掲げる防火対象物（以下「小規模社会福祉施設等」という。）について、個別の防火対象物の実態に応じて令第 32 条を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないこととする際の考え方について、下記のとおりとりまとめたので、参考としてください。

なお、共同住宅の一部を利用した小規模社会福祉施設等や小規模福祉施設等に適した自動消火装置の開発の状況等を踏まえつつ、必要に応じ令第 32 条の適用についての検討を行うこととしています。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

1 入居者の利用に供する居室が避難階以外の階に存する場合に居室を防火区画することを要しない特例

改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和 36 年総務省令第 6 号。以下「規則」という。）第 12 条の 2 第 2 項本文で規定する構造と同等なものとして考えられる次の要件の全てに該当する小規模社会福祉施設等は、スプリンクラー設備を設置することを要しないと考えられること。

- (1) 延べ面積が 100 m²未満であること。
- (2) 令別表第 1 (16) 項イの一部でないこと。
- (3) もっぱら施設の職員が使用することとされている居室以外の居室（規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ロただし書きに規定する居室をいう。以下「入居者居室」という。）が、全て避難階から数えた階数が 3 以上の階に存しないこと。ただし、堅穴区画が設置されているなど、下階の火煙の影響がないと認められる建築物にあつては、3 階に入居者居室が存する場合にあつても(1)、(2)及び(4)から(7)までに掲げる要件を満たすことで同様に取扱うことができると考えられること。
- (4) 全ての寝室（入居者の寝室に限る。以下同じ。）において、地上又は一時避難場所（外気に開放されたバルコニー又はこれに類するものをいう。以下同じ。）への経路が次のア又はイの要件に該当すること。
 - ア 地上又は一時避難場所に直接出ることができる次の(イ)及び(ii)の構造要件を満たす開口部を有すること。
 - (イ) 避難階にあつては規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロ及びニに規定する構造
 - (ii) 避難階以外の階にあつては同号ニに規定する構造
 - イ どの居室から出火しても、入居者居室から火災室及び火災室に設けられた開口部（防火設備であるものを除く。）に面する通路を通過せずに、避難階にあつては地上、避難階以外の階にあつては当該階の一時避難場所に至ることができるものであること。
- (5) 一時避難場所は、一定の広さを有し、救出まで火災の影響を受けずに留まることができる構造のものであること。3 階の寝室の一時避難場所は、直下階の窓を防火設備とするなど、救出活動の際に、下階の火災の影響を受けないものであること。
- (6) (4)の避難階における開口部及び避難階以外の階における一時避難場所は、救出のために必要な広さを有する空地等に面し、かつ、一時避難場所は、当該空地等の地盤面の階から数えた階数が 2 の高さ（(3)ただし書きの建築物にあつては階数が 3 で、救出に支障のない高さ）であること。
- (7) 内装は、規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ロ本文の規定の例により仕上げたものであること。

2 入居者居室が避難階以外の階に存する場合に内装の仕上げを準不燃、難燃とすることを要しない特例

規則第 12 条の 2 第 2 項本文及び同項第 2 号で規定する構造と同等なものとして考えられる次に掲げる要件の全てに該当する小規模社会福祉施設等は、

スプリンクラー設備の設置を要しないと考えられること。この場合において、入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（平成 26 年消防庁告示第 4 号。以下「避難時間算定方法等告示」という。）第二の「屋外」を「一時避難場所」と読み替えることが適当であること。また、一時避難場所が、隣接する一時避難場所と接続されている場合には、当該一時避難場所を介して隣接する居室の規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロの構造要件を満たす開口部へ至る距離を避難時間告示第 2 第 2 号（1）の介助者の「移動距離」として算定することができるものであること。

- (1) 1(2)、(3)、(5)及び(6)の要件を満たすものであること。
- (2) 延べ面積が 100 ㎡以上のものにあつては、規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号イ、ハ、ニ及びホの規定の例により区画をしたものであること。
- (3) 全ての入居者居室は、1(4)アを満たすものであること。
- (4) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号本文により居室を区画したものであること。
- (5) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号イ及びホを満たすものであること。この場合において、避難階以外の階における一時避難場所への避難経路は同号ホの避難経路の 1 つとして取り扱うことができるものであること。

3 避難限界時間の延伸

避難時間算定方法等告示第三第 2 号で規定する構造と同等なものとして、各居室に次の(1)及び(2)に掲げる要件に該当する開口部を設置した小規模社会福祉施設等は、同号に該当するものとして取り扱うことができると考えられること。

- (1) 各居室の天井又は壁の上部（天井から 80cm 以内の距離にある部分をいう。）の開口部の面積が、当該居室の面積の 50 分の 1 以上であること。
- (2) 開口部は、当該居室から出火した場合に容易かつ確実に開放できるもの（遠隔操作により開放できる等）であること。

4 小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について（平成 19 年 6 月 13 日付け消防予第 231 号。以下「231 号通知」という。）の取扱い

231 号通知 1 及び 2 に掲げる考え方については、小規模社会福祉施設等に適用することができるものであること。

総務省消防庁予防課設備係 担当：守谷、鈴木、河口 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

○ 背景

※「グループホーム」や「貸しルーム」は、建築基準法令上「寄宿舍」に該当。

- ・ 昨年2月の長崎市における認知症高齢者グループホーム火災(死者5名)を契機とし、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が消防庁に設置され、国土交通省も参加。
 - ・ そこでの議論を踏まえ、消防庁において消防法令を見直し、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設について原則全てにスプリンクラーの設置を義務付け(平成25年12月27日公布、平成27年4月1日施行)。その議論の中で「スプリンクラー設備を設けた場合には、建築基準法の防火規制を合理化すべきではないか」と指摘されたところ。
 - ・ これを受け、スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合について、防火対策の規制の合理化を実施。
- ※グループホームや貸しルームについては、住宅からの転用を容易にするため、従来より防火規制の緩和の要望があったところ。

○ 現行と合理化の内容

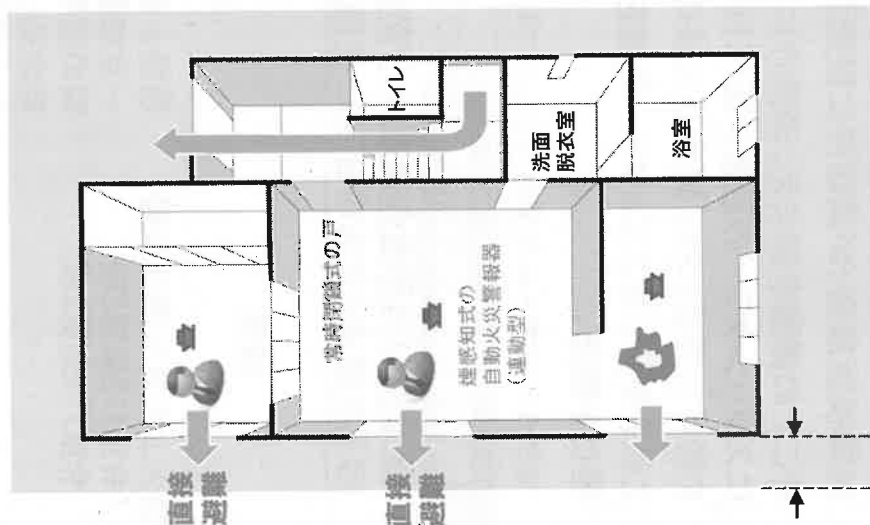
建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合(スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合)に、寄宿舍等における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とする。

規制の内容		対象用途：寄宿舍、診療所など	
規定	現行	見直し後	
		以下いずれかの場合は、間仕切壁の防火対策を適用除外とする。 A：床面積200㎡以下の階又は床面積200㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分に、スプリンクラー設備を設けた場合 B：小規模※1で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備又は連動型住宅用防災警報器が設けられ、①又は②のいずれかに適合する場合 ①各居室から直接屋外、避難上有効なバルコニー又は100㎡以内毎の他の区画(屋外及び避難上有効なバルコニーは、幅員50cm以上の通路その他の空地に面するものに限る以下「屋外等」という。)に避難ができるものであること ②各居室の出口から屋外等に、歩行距離8m(各居室と通路の内装不燃化の場合は16m)以内で避難でき、かつ、各居室と避難経路とが間仕切壁及び常時閉鎖式の戸(ふすま障子等を除く。)等で区画されているものであること ※1 居室の床面積の合計が100㎡以下の階又は居室の床面積の合計100㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分	
防火上主要な間仕切壁 (令第112条第2項、 令第114条第2項)	居室と廊下の間や一定規模毎の居室間の壁等を防火性能の高いもの(準耐火構造)とし、小屋裏又は天井裏に達せしめること		
A: 6月27日公布、7月1日施行 B: 8月22日公布、施行			

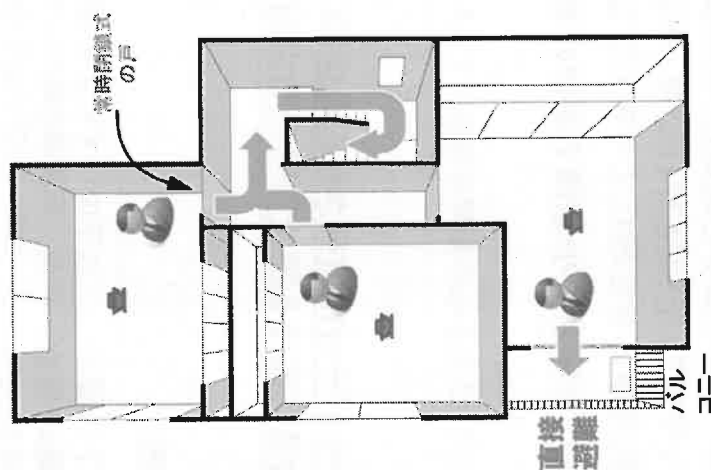
「避難が容易な構造」のイメージ

一戸建ての住宅を寄宿舎に転用する場合を想定した例

1階



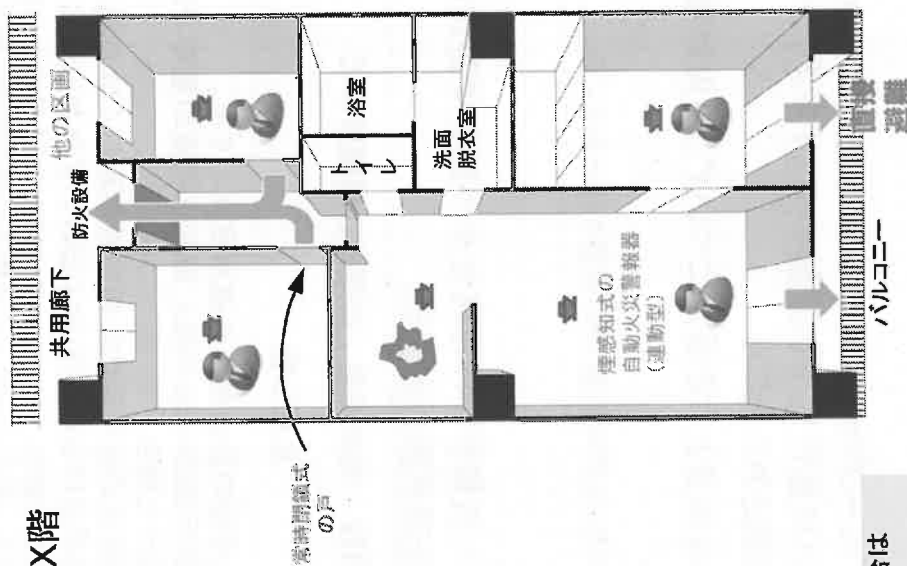
2階



※すべての居室から直接屋外等に避難可能な場合は、
常時閉鎖式の戸は不要

マンションの1住戸を寄宿舎に転用する場合を想定した例

X階

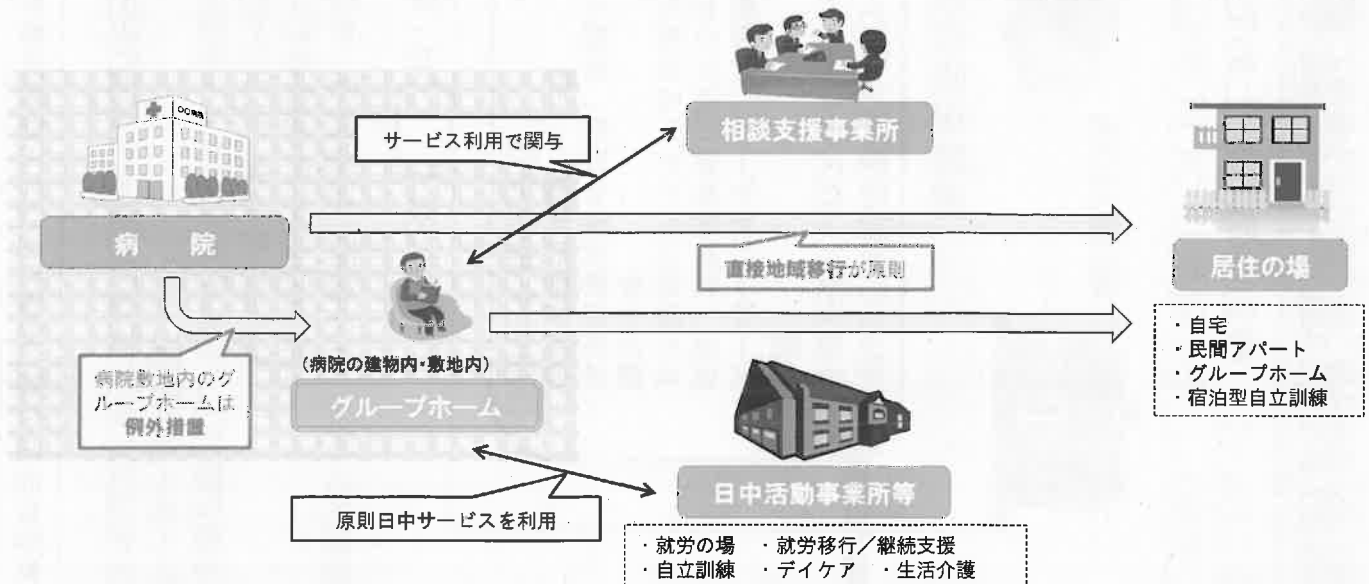


居室から直接屋外等に避難、又は居室の出口から歩行距離8m※以内に屋外等に避難
※各居室及び通路の内装を不燃化した場合は16m

50cm以上

病院敷地内におけるグループホームのイメージ (関連資料 ⑧)

- 病院に長期間入院している障害者のうち、入院医療の必要性が乏しい者については、退院後、自宅や民間アパート、グループホームなど直接地域での生活に移行することが原則である。
- しかし、退院後の生活に不安を持つなどやむを得ずすぐに地域生活に移行できない者も存在する。このため、こうした者が病院の近くで一定期間外部の日中活動サービス等を利用しながら日常生活を送り、退院後の生活に慣れることによって地域生活へ円滑に移行できるよう、通適的な居住の場として、一定の要件の下で病院の敷地内にグループホームを設置し地域生活への移行を支援する。(あくまでも地域移行を支援するための方策の選択肢の1つ)



病院敷地内におけるグループホームについて

- 平成26年7月にとりまとめられた「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」(長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ)において、入院医療の必要性が低い精神障害者の居住の場の選択肢を増やすという観点から、病院の敷地内でのグループホームの試行的な実施について指摘がなされた。
- このため、精神病床の削減を前提に、障害者権利条約に基づく精神障害者の権利擁護の観点も踏まえつつ、例えば次のような具体的な条件を整備の上で、それらを全て満たす場合には病院の敷地内でのグループホームの設置を認めることとする。
- なお、制度施行日から4年後を目途に、3年間の実績を踏まえ、制度の在り方について検討予定。

I 利用者及び利用に当たっての条件

- ① 利用者本人の自由意思に基づく選択による利用であること。
また、利用に当たっては利用者本人及び病院関係者以外の第三者が関与すること。
- ② 利用対象者は、原則、現時点で長期入院している精神障害者に限定すること。
- ③ 利用期間を設けること。

II 支援体制や構造上の条件

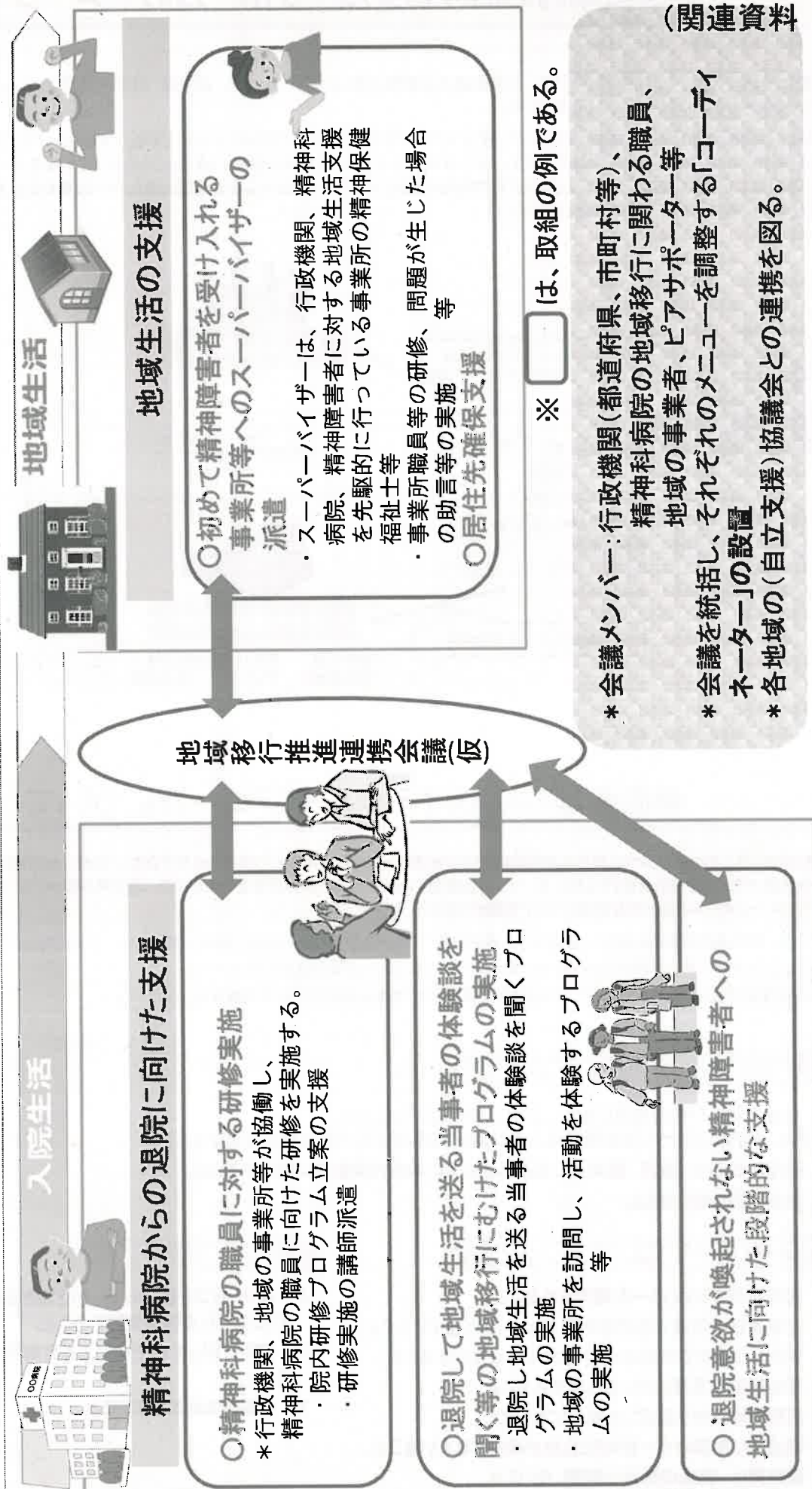
- ④ 利用者のプライバシーが尊重されること。
- ⑤ 食事や日中活動の場等は利用者本人の自由にあること。
- ⑥ 外部との面会や外出は利用者本人の自由にあること。
- ⑦ 居住資源が不足している地域であること。
- ⑧ 病院が地域から孤立した場所でないこと。
- ⑨ 構造的に病院から一定の独立性が確保されていること。
- ⑩ 従業員は、病院の職員と兼務しないこと。

III 運営上の条件

- ⑪ 本サービスを利用中も、引き続き地域生活への移行に向けた支援を実施すること。
- ⑫ 運営に関して第三者による定期的な評価を受けること。
- ⑬ 時限的な施設とすること。

長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業

長期入院精神障害者の地域移行への取組に積極的な地域において、検討会取りまとめで提示された地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証する。



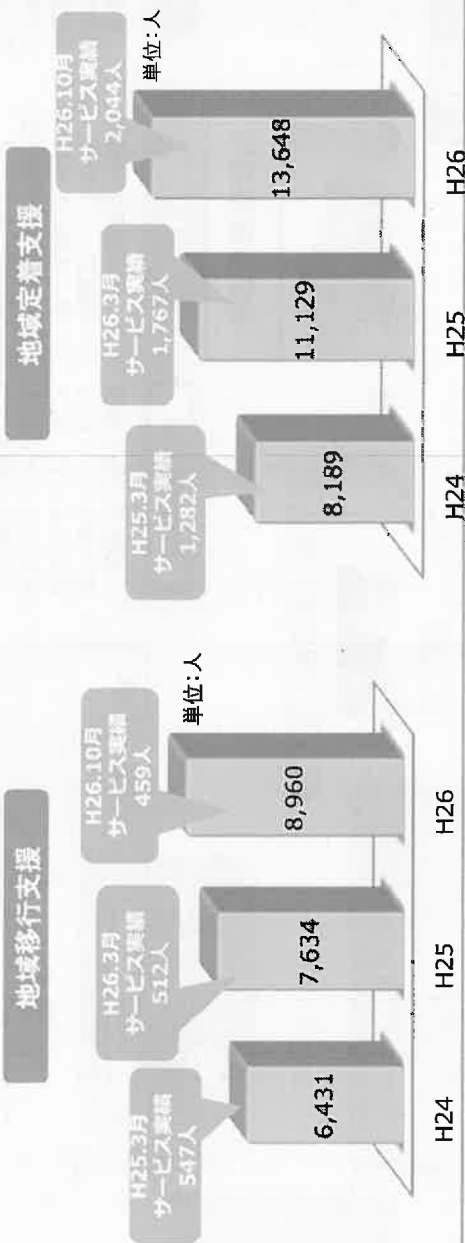
(関連資料)

⑨

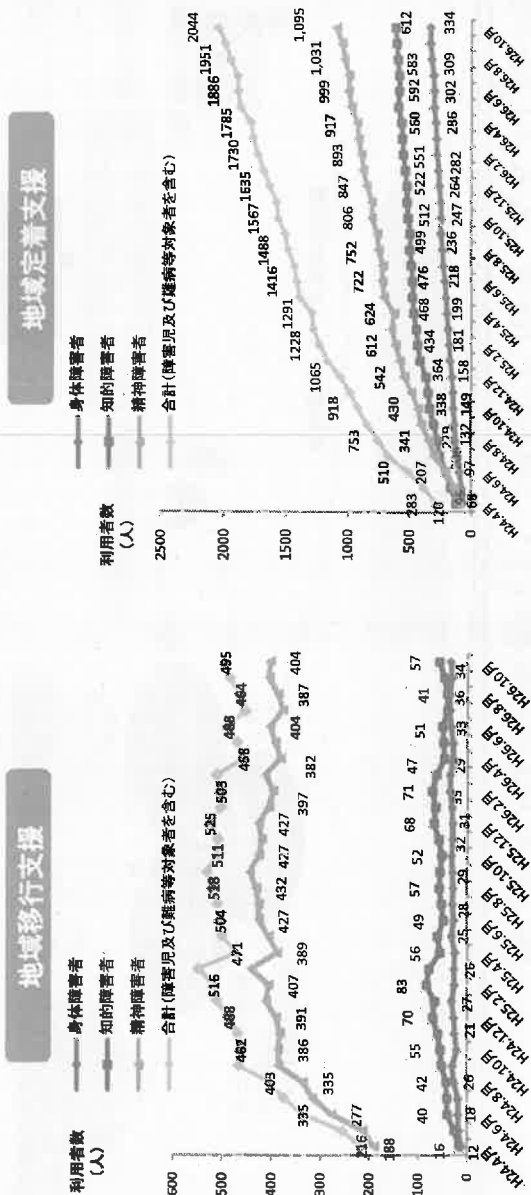
期待される効果：長期入院患者の地域移行数の増、地域福祉事業者の活動の増、地域で生活する精神障害者のQOLの改善

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

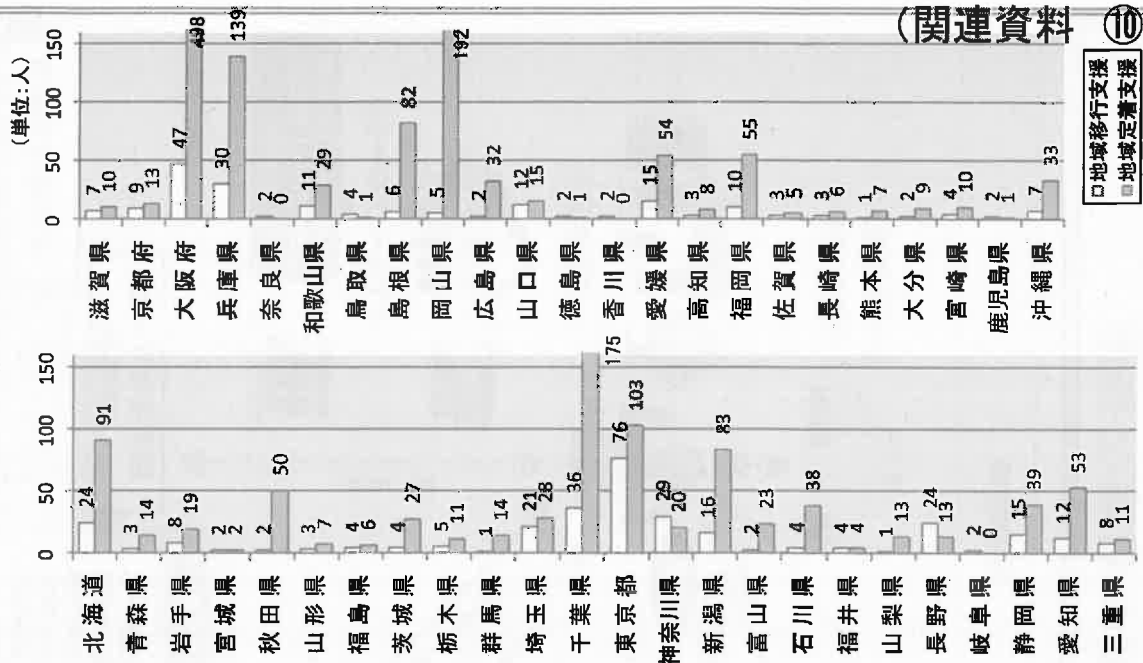
◆ 第3期障害福祉計画における見込量



◆ 障害別利用者数の推移（H24.4～H26.10）



◆ 都道府県別利用者数（H26.10）



(関連資料) 10

(~~関連資料~~ ⑪)



14 発達障害支援施策について

発達障害者支援については、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」に基づき、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した支援の推進を図ってきたところである。

各自治体においては、同法に基づき、発達障害者支援についてご尽力いただいているところであるが、引き続き、発達障害者支援体制の整備状況の把握・検証に取り組んでいただくようお願いする。

(1) 発達障害者支援センターの地域支援機能強化について

「地域生活支援事業」において実施する「発達障害者支援体制整備」（以下「体制整備」という。）では、今年度より、発達障害者支援センター等に配置する「発達障害者地域支援マネジャー」（以下「マネジャー」という。）の配置を新たにメニューとして追加し、市町村支援、事業所支援及び医療機関との連携により地域支援機能の強化を図ることとしている。体制整備の実施主体である都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）においては、発達障害者支援センターとの十分な連携を図り、都道府県等内における発達障害支援の状況、例えば、発達障害者の数、診断・治療を行う医療機関の数などについて、発達障害者支援体制整備検討委員会を必要に応じて障害者総合支援法第89条の3第1項に定める協議会等と合同で開催するなどにより総合的に検証した上で、積極的にマネジャーを配置していただきたい。

また、マネジャーについては、高度に専門的な知識が必要であるとともに、地域における関係機関・施設間の調整等を行う役割が重要となることから、今年度より国立障害者リハビリテーションセンターにおいてマネジャーに対する基礎研修を実施しており（今年度は平成26年9月に実施済）、さらに平成27年度予算案においては、マネジャーの更なる専門性の確保を目的とした発達障害者地域支援マネジャー応用研修を実施するための経費を計上しているところである。

これら研修の受講について、各都道府県等においては、特段のご配慮をお願いする。

【関連資料①（191頁～193頁）】

(2) 「世界自閉症啓発デー」について

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、引き続き、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

平成27年の取組については、以下の通り予定しているので、各自治体におかれては関連イベント等の開催にあたりご留意願いたい。

- ・東京タワー・ライト・イット・アップ・ブルー（平成27年4月2日（木））
- ・世界自閉症啓発デー2015・シンポジウム（平成27年4月4日（土）東京都

千代田区灘尾ホールで開催予定)

また、民間団体においても、例年、各自治体の協力をいただき全国各地のシンボルタワー等でライトアップを実施しているところであり、厚生労働省においても、こうした取組に対し後援を行っている。

については、このようなライトアップのほか、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

なお、これまでの普及啓発の取組や地方における取組については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイト等に掲載し広く周知しているので参考とされたい。

【関連資料②（194 頁）】

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取組等に関する情報を提供

発達障害者支援体制整備

地域生活支援事業の内数

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、関係機関等によるネットワークを構築するとともに、ペアレント・メンター・ピアレントトレーニング・ソーシャルスキルトレーニングの導入による家族支援体制の整備や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会を実施する。

また、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応を行うための「発達障害者地域支援マネジャー」を配置し、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図る。

【都道府県・指定都市】

● 検討委員会 ← 文部科学省
連携 特別支援教育関連事業

● 発達障害者地域支援マネジャーの配置
(平成26年度～市町村・事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等の地域支援機能強化)

● 調査・評価
(市内の状況把握や、ペアレント・メンターの養成等の支援体制の充実に向けて検討)

● 家族支援等

- ・ペアレント・トレーニング
(家族の対応力向上:平成26年度～)
- ・ソーシャル・スキル・トレーニング
(当事者の適応力向上:平成26年度～)
- ・ペアレント・メンターの養成
- ・ペアレント・メンター・コーディネーターの配置
(平成23年度～)

● 発達障害特有のアセスメントツールの導入促進
(M-CHAT-PARS・Vineland-II等の導入を促進する研修の実施)

助言・指導等

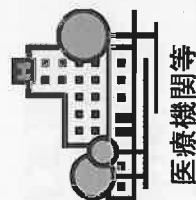
【市町村】

- ◆ 早期発見・早期発達支援体制の構築(巡回による支援)
- ◆ 個別支援ファイルの作成(アセスメントツールの導入)
- ◆ ペアレント・メンター等の活用による家族支援等

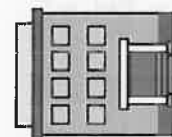
助言・指導等

連携

支援



医療機関等



発達障害者支援センター



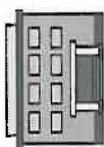
(関連資料) ①

発達障害者支援センターの地域支援機能強化

地域生活支援事業の内数

発達障害については、支援のためのノウハウの普及が十分に行われていないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制を整備する。

発達障害者支援センター（地活事業）職員配置：4名程度



- 相談支援（来所、訪問、電話等による相談）
- 発達支援（個別支援計画の作成・実施等）
- 就労支援（発達障害児（者）への就労相談）●その他研修、普及啓発、機関支援

（課題）

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備（地活事業）

- 発達障害者支援体制整備検討委員会 ●市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進 ●ペアレントメンター（コーディネーター）



地域支援体制マネジメントチーム

地域支援機能の強化へ



発達障害者地域支援マネージャーの配置：6名程度

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村

体制整備支援（2名）



全年代を対象とした支援体制の構築（求められる市町村の取組）

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及

事業所等

困難ケース支援（2名）

困難事例の対応能力の向上（求められる事業所等の取組）

対応困難ケースを含めた支援を的確に実施

医療機関

医療機関との連携（2名）

身近な地域で発達障害に関する適切な医療の提供（求められる医療機関の取組）

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



発達障害支援について国が行う研修

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、国立機関等において研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

平成27年度予算案：8百万円
(平成26年度予算：7百万円)
及び(独)国立・精神神経医療研究センター運営交付金の内数

<国立障害者リハビリテーションセンター>

1 発達障害者支援センター職員研修

発達障害者やその家族に対する相談・発達支援、就労支援、普及啓発等に関する専門的な知識・技術に精通するための研修
期間 3日間1回
対象 発達障害者支援センター職員

2 発達障害支援者研修

国の研究やモデル事業により効果が確認されたアセスメントや支援手法の知識を習得するための研修
期間 3日間1回
対象 巡回支援専門員、児童発達支援事業所の職員など

3 発達障害者地域支援マネージャー研修

・基礎研修
市町村の支援体制構築、事業所等の対応困難事例への対応、医療機関との連携等に関するマネージメントに精通するための研修
期間 3日間1回
(新規要求)

・応用研修
マネージャーの更なる質の向上と、全国ネットワーク形成を目的とした支援対象別の研修
期間 3日間×3コース
対象 発達障害者地域支援マネージャー

4 発達障害就労移行支援者研修

発達障害者の特性に応じた就労移行支援事業の進め方を習得するための研修
期間 3日間1回
対象 就労移行支援事業所職員など

(内容)

<国立精神・神経医療研究センター>

5 発達障害早期総合支援研修

幼児期における発達障害の早期発見・早期支援について最新の知識を習得するための研修
期間 2日間1回
対象 乳幼児健診に携わる医師、保健師など

6 発達障害精神医療研修

一般精神医療現場や精神保健領域における発達障害者の診断や治療、他領域との連携に関する最新の知識を習得するための研修
期間 2日間1回
対象 精神科医療機関、精神保健福祉センターの医師など

7 発達障害支援医学研修

発達障害支援のアセスメントや治療など、幅広い分野の最新の知識を習得するための研修
期間 2日間2回
対象 保健所、小児医療機関、発達障害者支援センターの医師など

①市町村支援コース、②事業所支援コース、③医療機関連携コースに分け、コンサルテーション技術における各地の実践情報交換と地域分析、行動計画作成を内容とする研修を実施。

上記以外にも関係する研修として自閉症支援ステップ研修(国立障害者リハビリテーションセンター)、強度行動障害支援者養成研修(国立高度知的障害者総合施設のぞみの園)なども実施

*これらの研修に関する情報は発達障害情報・支援センターのサイトにおいて公開
<http://www.rehab.go.jp/ddis/> イベント情報/

「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

平成27年度予算案 : 8百万円
(平成26年度予算 : 12百万円)

【背景】

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタルーニの提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス(無投票)採択。

決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
 - ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
 - ・それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
 - ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。
- 平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを发出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

(関連)平成24年12月、国連総会において、バンガラディッシュ国が提出した議題「自閉症スペクトラム障害、発達障害及び関係する障害によって受けている個人や家族、社会が必要とする社会経済的ニーズに取り組む」決議をコンセンサス採択。

【国内の啓発活動】(平成27年度 開催)

【国における取組】

○関係府省(内閣府、外務省、厚生労働省、文部科学省)大臣メッセージの发出

○東京タワー・ライト・イット・アップ・ブルー

・平成27年4月2日(木) 18:15～ 点灯式 ※同日、併せて作品展示等を実施(14:00～(予定))

○世界自閉症啓発デー2015・シンポジウム(作品展示等)

・日時 平成27年4月4日(土) 10:00～16:30

・場所 灘尾ホール(千代田区)

・主催 厚生労働省、日本自閉症協会

・共催 日本発達障害ネットワーク他 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)

【全国各地の取組み】

○各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施。

これらの取組内容については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会WEBサイトに掲載。 <http://www.worldautismawarenessday.jp>

(関連資料)

②

15 障害児支援について

(1) 保育所等との連携強化のための対応について

平成 26 年 7 月にとりまとめられた、障害児支援の在り方に関する検討会の報告書においては、今後の障害児支援の在り方について、「地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮」や「障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮」等を基本理念として、「ライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）と保険、医療、福祉、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立（横の連携）」を大きな柱として推進していくことが提言されているところである。

こうした観点も含め、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援や放課後等デイサービス事業所が保育所等関係機関との連携を強化するため、保育所や学校等と連携した個別支援計画を作成した場合等を評価する「関係機関連携加算（仮称）」の創設を始め、保育所等訪問支援における専門性の高い支援を評価する「訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）（仮称）」の創設等により、障害児通所支援事業所等と保育所や学校との連携体制を強化し、障害児の地域支援体制の構築を図ることとしている。【関連資料①（200・201 頁）】

各地方公共団体においては、報告書の内容やこれらの加算等について御了知いただき、障害児通所支援事業所等と保育所や学校等が緊密に連携して障害児支援に取り組むことができるよう、管内市町村や子育て支援・教育担当課等との連絡調整や情報共有等に御配意願いたい。なお、障害児支援に係る福祉行政と教育行政の相互連携については、平成 24 年 4 月に発出した文部科学省との連名による事務連絡「児童福祉法等の改正による教育と福祉の一層の推進について」（平成 24 年 4 月 18 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）により依頼しているところだが、引き続き御配意願いたい。

また、第 186 回国会で成立した新しい少年院法（平成 26 年法律第 30 号。以下「新少年院法」）において、少年院の長は、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者（障害児を含む。）に対して、適切な住居等への帰住の支援、医療・療養の支援、修学等の支援を行うこととされているところである。

法務省では、新少年院法の制定を契機として、障害のある少年院在院者の円滑な社会復帰に係る支援の充実方策を検討しているところであるが、今後、障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画や障害児通所支援を提供する事業所等で作成する個別支援計画、学校等で作成する個別の教育支援計画や個別の指導計画並びに少年院で作成する個人別矯正教育計画が連携することで、それぞれの分野が連携した支援体制を進める方向で検討しているので、あらかじめ御了知願いたい。

(2) 放課後等デイサービスガイドラインの策定について

障害児支援の在り方に関する検討会の報告書において、障害児支援について、その質を担保する観点からガイドラインの策定が必要である旨言及されたことを受け、平成 26 年 10 月 6 日より、関係団体や有識者等からなる「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」を開催し、放課後等デイサービスのガイドラインの策定について検討を行ってきたところであるが、ガイドラインの方向性については、次のとおりである。

放課後等デイサービスガイドラインは、平成 27 年 2 月 20 日時点では、総則として (1) ガイドラインの趣旨、(2) 放課後等デイサービスの基本的役割、(3) 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動、(4) 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理の 4 点を定めた上で、(1) 設置者・管理者向けガイドライン、(2) 児童発達支援管理責任者向けガイドライン、(3) 従業者向けガイドラインを定め、それぞれにおいて、子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上や子どもと保護者に対する説明責任等、緊急時の対応と法令遵守等について定める方向としている。

また、ガイドラインに基づき、事業所において自己評価の実施が図られるよう、ガイドラインの発出にあたっては、事業所におけるチェックリストとなるような「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、保護者へのアンケート調査などを想定した、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」の 2 つの評価表のひな形を作成する方向となっている。

ガイドライン及び自己評価表については近日中に発出予定であるので、詳細な内容については追ってお示しする。なお、本検討会での検討状況については、当省 HP で公表しているので、ご参照いただきたい。【関連資料② (202・203 頁)】

※厚生労働省 HP「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」URL
<<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=220733>>

(3) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について

平成 26 年 7 月にとりまとめられた、障害児支援の在り方に関する検討会の報告書や平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論等を踏まえ、平成 27 年 1 月 16 日付けで「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成 27 年厚生労働省令第 6 号)を公布し、また、これに伴い、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について(平成 27 年 2 月 20 日付障発 0220 第 1 号。以下「解釈通知」)及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係る Q & A について」(平成 27 年 2 月 20 日付事務連

絡)を発出したところである。

今回の省令改正においては、児童発達支援センターにおける地域支援をより一層推進する観点から、児童発達支援センターが相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人や障害児が通う保育所や小学校等を盛り込む等を行うとともに、解釈通知においては、児童発達支援センターが行う地域支援の具体的な内容に、保育所等訪問支援事業及び障害児相談支援事業に加え、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を盛り込む等の改正を行ったところである。なお、「児童発達支援センターによる地域支援の実施における留意点について」(平成26年1月6日付事務連絡)において、児童発達支援センターの地域支援の機能の必須化も含めた位置付け等についても議論する旨お伝えしてきたところであるが、障害児支援の在り方に関する検討会における議論等を踏まえ、引き続き、児童発達支援センターにおいては地域支援の実施に努めるものとしたところであるので、適切な運用がなされるよう、ご了解願いたい。【関連資料③(204頁～210頁)】

(4) 重症心身障害児者の地域生活支援について

平成24年度より、在宅の重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を実施し、重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について先進的な取組を行う団体等に対する助成等を行い、重症心身障害児者の地域支援の向上を図っているところである。

平成26年度は5団体により事業を実施しており、各団体から今年度中に提出される報告を踏まえ、有識者等による検討会報告書を取りまとめ、公表する予定としている。

報告書については、各地における在宅重症心身障害児者の地域生活支援に幅広く活用されるよう、具体的なノウハウをわかりやすく、ポイントを提示しながらまとめた上で、平成24年度以降実施してきた「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を総括する方向で検討している。

また、平成26年度障害者総合福祉推進事業においては、重症心身障害児者を地域で支援する障害児通所支援事業所従業者や地域の医療機関従事者、教育機関関係者等に幅広く活用可能な「重症心身障害支援者養成研修プログラム(案)」の開発を行っているところであり、平成26年度中に公表予定としている。

各地方公共団体においては、平成24年度以降の「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」の報告書及び「重症心身障害支援者養成研修プログラム(案)」を参考としていただくとともに、管内の関係機関や関係団体等に周知していただき、在宅の重症心身障害児者の地域生活支援のために活用していただきたい。

なお、平成27年度においては、「重症心身障害児者支援体制整備モデル事

業」として事業内容の組み替えを行い、重症心身障害児者への支援の強化・充実を図るため、地域の中核となる重症心身障害児者支援センターを設置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携等を行い、地域全体における重層的な支援体制の構築を図る取組を進める都道府県、指定都市、児童相談所設置市に対して補助を実施する予定としている（事業の一部を社会福祉法人等への委託を可能とする予定）。公募により3団体を選定の上、実施していただくこととしており、公募に関する詳細な内容については追ってお示しすることとしている。【関連資料④（211頁）】

（５）障害児入所施設の移行状況等について

平成24年度以降の改正児童福祉法の施行に伴い、18歳以上の入所者がいる障害児入所施設における今後の移行予定の状況等については、平成24年12月1日時点及び平成25年12月1日時点における状況を調査し、障害保健福祉関係主管課長会議においてお示ししてきたところであるが、改めて平成26年12月1日時点における状況を調査したところ、大部分の施設は方向性が決定しているが、福祉型で40か所、医療型で29か所の施設が未定となっている。また、方向性が決定している施設についても、実際に移行が完了したところは3割弱にとどまっている。

また、併せて障害児入所施設及び障害児通所支援事業所の利用状況について調査を実施したところ、以下のとおりとなった。【関連資料⑤（212頁～214頁）】

①障害児入所施設の移行予定状況等について（H26.12.1現在）

・福祉型障害児入所施設（括弧書きは移行が完了したもの）

総 数	277か所（64か所）
（ア）障害児入所施設として継続	174か所（46か所）
（イ）障害児支援施設に転換	12か所（1か所）
（ウ）障害児及び障害者施設を併設	48か所（14か所）
（エ）未定のもの	40か所

・医療型障害児入所施設（括弧書きは移行が完了したもの）

総 数	242か所（84か所）
（ア）障害児入所施設として継続	46か所（20か所）
（イ）障害児支援施設に転換	0か所（0か所）
（ウ）障害児及び障害者施設を併設	166か所（64か所）
（エ）未定のもの	29か所

②障害児入所施設等の利用状況（H26.12.1時点）

総人数（児者併設施設（※）を含む）	26,512人
・うち、児童	9,607人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用	

	867 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	15,885 人
・うち、その他 （内訳）	153 人
○福祉型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数	8,659 人
・うち、児童	6,110 人
・うち、18 歳以上 20 歳未満の特例による障害児入所施設利用者	540 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	1,978 人
・うち、その他	31 人
○医療型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数	12,216 人
・うち、児童	2,696 人
・うち、18 歳以上 20 歳未満の特例による障害児入所施設利用者	252 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	9,174 人
・うち、その他	94 人
○指定医療機関（児者併設施設（※）含む）利用者数	5,637 人
・うち、児童	801 人
・うち、18 歳以上 20 歳未満の特例による障害児入所施設利用者	75 人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	4,733 人
・うち、その他	28 人
※：障害児入所施設の基準を満たすことをもって、障害福祉サービスの基準を満たしているものとみなされている障害児入所施設と障害者支援施設を併設している施設	

③障害児通所支援事業所の利用状況（H26.12.1時点）

	か所数	利用者数
総 数	9,859 か所	91,981 人
・福祉型児童発達支援センター	477 か所	14,495 人
・児童発達支援事業所	3,145 か所	23,044 人
・医療型児童発達支援センター	134 か所	1,991 人
・放課後等デイサービス	5,541 か所	51,559 人
・保育所等訪問支援	562 か所	892 人

保育所等との連携強化のための障害報酬改定の対応

①保育所等関係機関との連携の強化

【背景】

- 障害児の地域社会への参加・包容を促進するための支援体制に関して、障害児支援検討会報告書においては、「地域の実情に応じた柔軟な地域支援体制の整備を進めることが重要である」と指摘され、具体例として「小規模の児童発達支援事業所が近隣の保育所等と協力関係を結んで並行通園の実施を進める体制を作る」ことが挙げられている。
- また、児童発達支援を利用する就学前児童が小学校等に入学する際の児童発達支援事業所と学校の連携の必要性についても指摘がなされている。



【対応】 関係機関連携加算の創設（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）

保育所や学校等と連携して個別支援計画を作成した場合や、就学・就職時に関係機関と連絡調整を行った場合について評価を行う。

●関係機関連携加算【新設】

関係機関連携加算（Ⅰ） 200単位／回

関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位／回

※ 関係機関連携加算（Ⅰ）については、障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として加算。

※ 関係機関連携加算（Ⅱ）については、就学前又は就職前の障害児の就学又は就職に関し、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として加算。

（関連資料

①

②保育所等訪問支援の推進

【背景】

○ 障害児支援検討会報告書において、障害児支援を一般施策としての子育て支援をバックアップする後方支援と位置づける中で、保育所等訪問支援の積極的な活用が必要とされ、更なる保育所等訪問支援の体制整備を進めるために「報酬上の評価も含め、利用をさらに進めるための具体的な方策についても検討すべき」と指摘されている。



【対応】保育所等訪問支援の推進

専門性の高い職員による保育所等訪問支援の評価を充実させる、過疎地や離島・山間地域等の障害児への支援を充実させる等の対応を行う。

①訪問支援員特別加算【新設】 375単位／日

作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合に算定。

②保育所等訪問支援の算定要件の見直し

[現行]

他の障害児通所支援を利用した日は保育所等訪問の算定が不可。

[見直し後]

他の障害児通所支援を利用した日も保育所等訪問の算定が可能。

③特別地域加算【新設】 1日につき15／100に相当する単位数を加算 過疎地や離島・山間地域等への訪問支援を行った場合に算定。

障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会

平成26年7月『障害児支援の在り方に関する検討会の報告書』において、障害児通所支援について、その質を担保する観点からガイドラインの策定が必要である旨言及されている。これを受け、障害児通所支援に関するガイドラインを作成するため、有識者、関係者の参加を得て検討を行う。

平成26年度中に放課後等デイサービスガイドラインを策定する予定

障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会 構成員名簿

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| ・ 秋山 哲生 | (全国重症心身障害日中活動支援協議会) |
| ・ 石橋 大吾 | (一般社団法人全日本ろうあ連盟情報・コミュニケーション委員会副委員長) |
| ・ 石橋 吉章 | (一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会副会長) |
| ・ 市川 宏伸 | (一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長) |
| ・ 猪平 眞理 | (社会福祉法人日本盲人会連合) |
| ・ 宇佐美 岩夫 | (社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会常務理事・事務局長) |
| ・ 大塚 晃 | (上智大学総合人間科学部教授) |
| ・ 大南 英明 | (全国特別支援教育推進連盟理事長) |
| ・ 尾崎 ミ才 | (一般社団法人日本自閉症協会) |
| ・ 片桐 公彦 | (特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク事務局長) |
| ・ 岸 良至 | (一般社団法人全国児童発達支援協議会事務局長) |
| ・ 田中 正博 | (全国手をつなぐ育成会連合会統括) |
| ・ 柘植 雅義 | (筑波大学教授(人間系障害科学域知的・発達・行動障害学分野)) |
| ・ 辻井 正次 | (中京大学現代社会学部教授) |
| ・ 福島 慎吾 | (特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク常務理事) |
| ・ 渡辺 顕一郎 | (日本福祉大学子ども発達学部教授) |

放課後等デイサービスガイドラインの主な内容

(平成27年2月20日時点)

総 則

- ◆ ガイドラインの趣旨
- ◆ 放課後等デイサービスの基本的役割
子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援
- ◆ 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動
基本活動：自立支援と日常生活の充実のための指導訓練／創作活動／地域交流／余暇の提供
- ◆ 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

設置者・管理者向け ガイドライン

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

従業者向け ガイドライン

- 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
環境・体制整備／PDCAサイクルによる適切な事業所の管理／従業者等の知識・技術の向上／放課後等デイサービス計画に基づく適切な支援／関係機関や保護者との連携
- 子どもと保護者に対する説明責任等
運営規程の周知／子どもと保護者に対する、支援利用申請時・利用開始時の説明／保護者に対する相談支援等／苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営
- 緊急時の対応と法令遵守等
緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応／衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等

(関連資料 ③)

障 発 0220 第 1 号

平成 27 年 2 月 20 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段のご配慮をお願いします。

改 正 後	改 正 前
障 発 0330 第 12 号 平成 24 年 3 月 30 日 障 発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日 <u>最終改正 障 発 0220 第 1 号</u> 平成 27 年 2 月 20 日 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について 児童福祉法（昭和23年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公	障 発 0330 第 12 号 平成 24 年 3 月 30 日 <u>最終改正</u> 障 発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について 児童福祉法（昭和23年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公

1

布され、同年4月1日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。 記 第一、第二 （略） 第三 児童発達支援 1、2 （略） 3 運営に関する基準 (1) ～ (37) （略） (38) 地域との連携等（基準第 51 条） ① （略） ② 同条第 2 項は、児童発達支援センターにおいては、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、<u>障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通う保育所、幼稚園、学校や認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととしたものである。助言その他の必要な援助とは、保育所等訪問支援又は障害児相談支援に加え、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を想定している。</u>	布され、同年4月1日から施行されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。 記 第一、第二 （略） 第三 児童発達支援 1、2 （略） 3 運営に関する基準 (1) ～ (37) （略） (38) 地域との連携等（基準第 51 条） ① （略） ② 同条第 2 項は、児童発達支援センターにおいては、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、<u>その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならないこととしたものである。必要な援助とは、保育所等訪問支援又は障害児相談支援を行うことが望ましい。</u>
--	---

2

(39) ～ (41) (略) 4 基準該当通所支援に関する基準 (1) ～ (3) (略) (4) 準用 (第 54 条の 5) 基準第 54 条の 5 により、第 4 条、第 7 条及び前節 (第 11 条、第 23 条第 1 項及び第 4 項、第 24 条、第 25 条第 1 項、第 31 条、第 33 条、第 46 条並びに第 51 条第 2 項を除く。) の規定は、基準該当児童発達支援事業について、準用されるものであることから、第三の 1 の (3)、3 の (2) から (12) まで ((12) の①は除く。)、(14) から (19) まで ((14) の①は除く。)、(21)、(23) から (33) まで、(35) から (41) まで ((38) の②を除く。) を参照されたい。 (5)、(6) (略) (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例 (基準第 54 条の 8) 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)) 第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 (指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)) が、(5) と同様の理由によ	(39) ～ (41) (略) 4 基準該当通所支援に関する基準 (1) ～ (3) (略) (4) 準用 (第 54 条の 5) 基準第 54 条の 5 により、第 4 条、第 7 条及び前節 (第 11 条、第 23 条第 1 項及び第 4 項、第 24 条、第 25 条第 1 項、第 31 条、第 33 条、第 46 条並びに第 51 条第 2 項を除く。) の規定は、基準該当児童発達支援事業について、準用されるものであることから、第三の 3 の (2) から (12)、(14) から (19)、(21)、(23) から (33)、(35) から (41) を参照されたい。 (5)、(6) (略) (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例 (基準第 54 条の 8) 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、(5) と同様の理由により、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。
--	--

3

り、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準第 62 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)) (以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)) を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。 ① 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)) の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく市営障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)) 第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみな	① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく市営障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)) 第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令 (平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。)) 第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型
--	---

4

される通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区分令」という。)第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。))にあつては、18 人) 以下とすること。

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12 人) までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等

居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、25 人以下とすること。

- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人までの範囲内とすること。

5

における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。

- ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人
イ 登録定員が 28 人の場合、17 人
ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人

- ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適用な広さを有すること。
④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる

- ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適用な広さを有すること。
④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、指定障害福祉サービス等基準第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第 71 条の 4 において準用する基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所として必要とされる数以上であること。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者は指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者

6

管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。 ⑤ 障害児入所施設その他関係施設から、<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。 第四 （略） 第五 放課後等デイサービス 1、2 （略） 3 運営に関する基準 (1)、(2) （略） (3) 準用（基準第71条） 基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項及び第52条から第54条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、	等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。 ⑤ 障害児入所施設その他関係施設から、<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。 第四 （略） 第五 放課後等デイサービス 1、2 （略） 3 運営に関する基準 (1)、(2) （略） (3) 準用（基準第71条） 基準第71条により、第12条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、<u>第38条から第41条まで、第43条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで及び第63条</u>の規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の3の(2)
--	---

7

(35) から (37) まで、(38) の①及び (39) から (41) までを参照されたい。 4 基準該当通所支援に関する基準 (1)、(2) （略） (3) <u>利用定員（基準第71条の3の2）</u> <u>基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の4の(3)を参照されたい。</u> (4) 準用（基準第71条の4） 基準第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで、第54条の6から第54条の8まで、<u>第65条及び第70条（第1項を除く。）</u>の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の1の(3)、3の(2)から(11)まで、(14)の②、(15)から(19)まで、(21)、(23)から(33)まで、(35)から(41)まで<u>((38)の②を除く。)</u>及び第三の4の(5)から(7)までを参照されたい。 第六、第七 （略）	から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(25)まで、(27)から(30)まで、(32)、(33)、(35)から(37)まで、(38)の①、(39)、(41)及び<u>第四の3の(5)</u>を参照されたい。 4 基準該当通所支援に関する基準 (1)、(2) （略） (3) 準用（基準第71条の4） 基準第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、<u>第38条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで、第54条の6から第54条の8まで、第63条、第69条及び第70条（第1項を除く。）</u>の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の3の(1)から(12)、(14)から(19)、(21)、(23)から(25)、(27)から(33)、(35)から(41)<u>((38)の②を除く。)</u>、第三の4の(5)から(7)、<u>第四の3の(5)</u>を参照されたい。 第六、第七 （略）
--	---

8

事 務 連 絡

平成27年 2 月 20 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉関係主管課 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地障害児・発達障害者支援室

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備
及び運営に関する基準の一部改正に係る Q & A について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記につきまして Q & A を作成しましたので、情報提供させていただきます。

つきましては、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室 障害児支援係 中西・鹿江
TEL : 03-5253-1111 (内線3037)
FAX : 03-3591-8914

問1 児童発達支援センターが相談に応じる範囲のうち「その他集団生活を営む施設」とは何を想定しているのか。

(答)

- 児童発達支援センターにおける地域支援をより一層推進する観点から、児童発達支援センターが相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人や障害児が通う施設を基準省令に盛りこむ等の基準省令の改正を行ったところ。このため、「その他集団生活を営む施設」については、地域支援に資すると考えられる施設を広く想定しているところであるが、例えば、放課後児童クラブ、児童館、障害児通所支援事業所等が想定される。

問2 放課後等デイサービスにおいて主として重症心身障害児を通わせる場合の基準を設けた趣旨は何か。

(答)

- 放課後等デイサービス事業においても、児童発達支援事業と同様に重症心身障害児を通わせるニーズが想定されることから、今回、主として重症心身障害児を受け入れる場合の人員配置基準等の基準を設けることとしたところ。
- これとあわせて、小規模な実施形態を考慮し、主として重症心身障害児を通わせる場合の単独事業所の利用定員については定員5人とするようにしたところ。

問3 放課後等デイサービス事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者は専従である必要があるのか。

(答)

- 放課後等デイサービス事業所又は児童発達支援事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の人員配置基準については、特に従業者に専従要件を設けているものではないが、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、児童指導員又は保育士、看護師、機能訓練担当職員及び児童発達支援管理責任者をそれぞれ1名以上配置する必要がある。
- なお、嘱託医については、その職務の性質上、支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要がある。

重症心身障害児者支援体制整備モデル事業

平成27年度予算案額 8,850千円

重症心身障害児者への支援の強化・充実を図るため、地域の中核となる重症心身障害児者支援センターを設置し、市町村・事業所等への支援、医療機関との連携等を行い、地域全体における重層的な支援体制の構築を図る取組みを進める都道府県・指定都市・児童相談所設置市に対して補助を実施する。

※将来的には、全ての都道府県・指定都市・児童相談所設置市の設置を目指す

重症心身障害児者支援センター



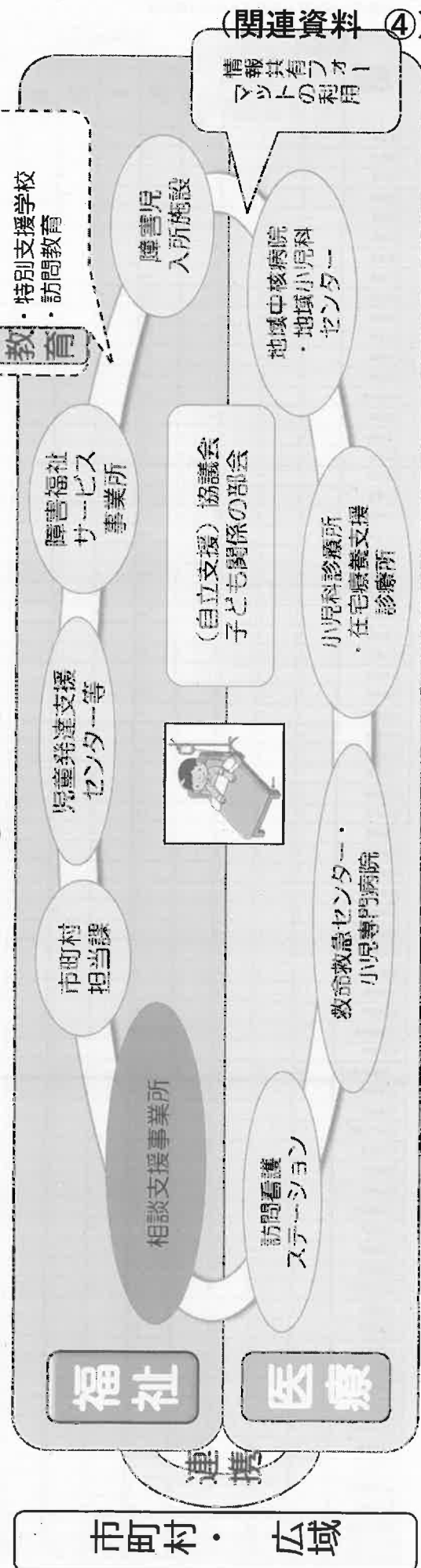
都道府県等



重症心身障害児者支援
コーディネーター
(仮称)

- コーディネート機能
 - ・市町村、事業所等の支援
 - ・新規資源の開拓（既存施設、インフォーマル・サービス等）
 - ・地域住民に対する情報提供
- 人材育成

バックアップ



(関連資料 ④)

障害児入所施設の移行予定状況等調査票

都道府県・指定都市・支庁設置市	福祉型障害児入所施設													医療型障害児入所施設												
	(1)施設の移行の方向性が決定					(2)施設の移行の方向性が未定					(3)施設の移行が終了している(新設含む)			(1)施設の移行の方向性が決定					(2)施設の移行の方向性が未定					(3)施設の移行が終了している(新設含む)		
	施設の移行予定状況					施設の移行予定状況					施設の移行が終了している(新設含む)			施設の移行予定状況					施設の移行予定状況					施設の移行が終了している(新設含む)		
	施設数 (A)	(A)のうち障害児入所施設として機能する施設数	(A)のうち障害児入所施設として機能しない施設数	定員数 (人)	施設数 (A)	(A)のうち障害児入所施設として機能する施設数	(A)のうち障害児入所施設として機能しない施設数	定員数 (人)	施設数 (A)	(A)のうち障害児入所施設として機能する施設数	(A)のうち障害児入所施設として機能しない施設数	定員数 (人)	施設数 (A)	(A)のうち障害児入所施設として機能する施設数	(A)のうち障害児入所施設として機能しない施設数	定員数 (人)	施設数 (A)	(A)のうち障害児入所施設として機能する施設数	(A)のうち障害児入所施設として機能しない施設数	定員数 (人)	施設数 (A)	(A)のうち障害児入所施設として機能する施設数	(A)のうち障害児入所施設として機能しない施設数	定員数 (人)		
1 北海道	7	4	2	241	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	0	1,086	0	0	0	0	0	0	0	80	
2 青森県	5	3	0	220	2	50	2	0	0	2	11	1	0	0	1	100	2	82	1	0	0	0	1	120		
3 岩手県	4	3	1	150	1	40	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	230	1	80	1	0	0	0	1	60	
4 宮城県	0	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	140	
5 秋田県	4	2	2	0	130	2	70	0	0	0	0	0	3	3	0	0	280	0	0	0	0	0	0	0	0	
6 山形県	3	3	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	80	0	0	0	0	0	0	0	0	
7 福島県	5	4	0	0	210	0	0	4	4	0	0	130	2	0	0	2	82	1	80	2	0	0	0	2	200	
8 茨城県	9	7	1	1	300	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	270	1	160	0	0	0	0	0	0	
9 栃木県	4	0	0	4	130	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	3	300	0	0	1	1	0	0	0	30	
10 群馬県	4	3	1	0	144	0	0	1	1	0	0	40	3	0	0	3	301	2	110	0	0	0	0	0	0	
11 埼玉県	5	3	2	0	245	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0	7	743		
12 千葉県	5	5	0	0	230	0	0	4	4	0	0	171	2	0	0	2	170	0	0	1	1	0	0	0	20	
13 東京都	9	8	0	1	620	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	8	1,051	4	350	0	0	0	0	0	0	
14 神奈川県	5	5	0	0	280	0	0	2	2	0	0	80	3	0	0	3	158	0	0	0	0	0	0	0	0	
15 新潟県	2	1	0	1	80	2	65	4	3	0	1	56	1	0	0	1	105	0	0	1	0	0	0	1	80	
16 富山県	2	2	0	0	100	0	0	2	2	0	0	100	4	1	0	3	327	0	0	4	1	0	0	3	327	
17 石川県	1	1	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	
18 福井県	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	35	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	280			
19 山梨県	0	0	0	0	0	1	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	80	0	0	0	0	0	0	
20 長野県	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	30	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	453			
21 岐阜県	2	2	0	0	90	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	268	0	0	1	0	0	1	0	0	
22 静岡県	7	7	0	0	282	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	120	0	0	0	0	0	0	0	0	
23 愛知県	9	5	0	4	481	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	470	0	0	0	0	0	0	0	0	
24 三重県	2	2	0	0	80	2	85	1	1	0	0	30	5	2	0	3	306	0	0	0	0	0	0	0	0	
25 滋賀県	2	2	0	0	180	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	90	0	0	2	0	0	2	236		
26 京都府	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	80	3	1	0	2	330	0	0	0	0	0	0	0	0	
27 大阪府	8	6	0	0	286	0	0	1	1	0	0	55	1	1	0	0	100	0	0	4	1	0	3	832		
28 兵庫県	5	2	0	3	166	2	80	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	210	0	0	4	0	0	4	620	
29 奈良県	5	5	0	0	159	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	4	383	0	0	0	0	0	0	0	0	
30 和歌山県	2	2	0	0	80	0	0	1	1	0	0	30	5	1	0	4	413	0	0	5	1	0	4	413		
31 鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	85	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	210			
32 島根県	3	3	0	0	100	1	30	1	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	210	
33 岡山県	1	1	0	0	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	120			
34 広島県	2	1	0	1	30	2	85	1	1	0	0	21	2	0	0	2	103	2	162	0	0	0	6	482		
35 山口県	3	1	1	1	120	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	300	0	0	0	0	0	0	0	
36 徳島県	1	1	0	0	40	2	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	368			
37 香川県	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	56	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	240			
38 愛媛県	0	0	0	0	0	5	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	320	0	0	0	0	0	0	0	
39 高知県	2	1	0	1	40	1	40	0	0	0	0	0	3	0	0	3	311	0	0	0	0	0	0	0	0	
40 福岡県	4	2	0	2	140	1	10	2	1	0	1	100	3	1	0	2	285	0	0	5	2	0	3	489		
41 佐賀県	1	1	0	0	30	0	0	1	1	0	0	40	4	0	0	4	501	0	0	0	0	0	0	0	0	
42 長崎県	0	0	0	0	0	2	70	1	1	0	0	40	2	1	0	1	230	0	0	3	0	0	3	340		
43 熊本県	2	1	0	1	70	0	0	3	2	0	1	110	2	1	0	1	230	0	0	3	0	0	3	369		
44 大分県	0	0	0	0	0	4	172	1	1	0	0	10	0	0	0	0	0	5	404	0	0	0	0	0	0	
45 宮崎県	4	0	0	4	155	1	30	0	0	0	0	0	2	1	0	1	185	0	0	1	0	0	1	120		
46 鹿児島県	3	0	0	3	140	0	0	5	0	0	5	87	2	0	0	2	420	0	0	0	0	0	0	0	0	
47 沖縄県	3	3	0	0	62	1	40	0	0	0	0	0	6	2	0	4	560	0	0	0	0	0	0	0	0	
都道府県 計	143	102	10	31	5,911	34	1,172	51	37	1	12	1,587	108	22	0	83	10,395	23	1,828	74	18	0	58	7,272		
48 札幌市	2	2	0	0	105	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	142	1	184	1	0	0	1	180		
49 仙台市	1	1	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	310	0	0	0	0	0	0	0	0	
50 さいたま市	1	1	0	0	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
51 千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	302			
52 横浜市	5	5	0	0	180	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	190	0	0	0	0	0	0	0	0	
53 川崎市	1	1	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	
54 相模原市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	40	1	0	0	1	80	0	0	0	0	0	0	0	0	
55 新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	120	0	0	1	1	0	0	0	50	
56 静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	27	0	0	0	0	0	3	280	0	0	0	0	0	
57 浜松																										

障害児入所施設の利用状況

	数																								
	うち福祉型障害児入所施設										うち医療型障害児入所施設										うち指定医療機関				
	利用児 数	特例 (18～19 歳)	障害児 福祉サ ービス 利用者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)	利用児 数	特例 (18～19 歳)	障害児 福祉サ ービス 利用者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)	利用児 数	特例 (18～19 歳)	障害児 福祉サ ービス 利用者	その他	定員数 (人)	施設数 (か所)							
1 北海道	1,417	57	1,045	0	1,557	20	324	22	77	0	381	12	768	31	670	0	816	5	325	4	288	0	360	3	
2 青森県	439	17	257	0	593	13	174	15	48	0	281	9	81	2	27	0	82	2	204	0	181	0	220	2	
3 岩手県	383	28	183	3	560	10	176	23	30	2	190	5	78	3	0	0	110	2	139	2	133	1	280	3	
4 宮城県	129	0	128	0	150	2	10	0	8	0	10	1	0	0	0	0	0	119	0	118	0	0	0	140	1
5 秋田県	380	1	267	0	460	9	174	0	115	0	200	6	51	1	5	0	100	2	155	0	147	0	160	1	
6 山形県	97	0	2	0	150	6	55	0	2	0	90	3	35	0	0	0	60	1	7	0	0	0	0	2	
7 福島県	578	56	276	0	712	14	273	51	59	0	340	9	106	4	37	0	172	3	199	1	180	0	200	2	
8 茨城県	616	26	373	0	705	14	287	19	130	0	300	9	210	5	143	0	285	4	119	2	100	0	120	1	
9 栃木県	508	52	348	1	510	9	128	8	66	0	130	4	287	33	216	1	300	4	80	11	66	0	80	1	
10 群馬県	571	7	400	0	635	10	137	1	38	0	144	4	355	5	287	0	411	5	79	1	75	0	80	1	
11 埼玉県	888	19	697	0	1,013	14	196	16	101	0	270	6	617	2	533	0	663	7	75	1	63	0	80	1	
12 千葉県	568	22	178	0	624	13	374	20	16	0	401	9	79	0	68	0	83	2	116	2	94	0	140	2	
13 東京都	1,778	47	1,242	33	2,021	21	518	34	119	0	620	9	1,260	13	1,123	33	1,401	12	0	0	0	0	0	0	
14 神奈川県	448	22	266	0	568	9	199	17	61	0	290	5	140	2	131	0	158	3	110	3	74	0	120	1	
15 新潟県	238	9	136	0	340	10	149	9	58	0	155	7	0	0	0	0	0	87	0	78	0	185	3		
16 富山県	359	16	233	0	427	6	87	10	0	0	100	2	92	1	57	0	127	2	200	5	176	0	200	2	
17 石川県	14	0	0	0	60	2	4	0	0	0	10	1	10	0	0	0	50	1	0	0	0	0	0	0	
18 福井県	59	5	0	0	295	5	25	2	0	0	35	2	16	3	0	0	50	1	18	0	0	0	210	2	
19 山梨県	135	1	0	0	273	3	53	0	0	0	70	1	61	0	0	0	80	1	21	1	0	0	123	1	
20 長野県	481	16	284	9	483	6	28	3	2	0	30	1	165	12	39	0	183	2	268	1	243	9	270	3	
21 岐阜県	103	7	0	0	358	4	66	6	0	0	90	2	37	1	0	0	268	2	0	0	0	0	0	0	
22 静岡県	365	1	120	0	455	9	257	1	41	0	332	7	30	0	20	0	43	1	78	0	58	0	80	1	
23 愛知県	720	20	285	0	931	12	383	16	35	0	461	9	337	4	250	0	470	3	0	0	0	0	0	0	
24 三重県	246	21	46	6	451	9	123	20	4	0	145	4	66	1	0	0	136	3	57	0	42	6	170	2	
25 滋賀県	155	12	0	0	486	5	123	12	0	0	160	2	10	0	0	0	236	2	22	0	0	0	90	1	
26 京都府	371	3	304	19	410	4	80	1	60	19	80	1	175	2	146	0	210	2	116	0	98	0	120	1	
27 大阪府	972	34	636	0	1,048	12	285	19	61	0	321	7	707	15	575	0	727	5	0	0	0	0	0	0	
28 兵庫県	1,011	29	673	2	1,086	14	253	22	62	2	256	7	548	4	462	0	620	4	210	3	148	0	210	3	
29 奈良県	311	10	151	0	542	10	94	8	0	0	159	5	120	1	59	0	203	3	97	1	92	0	180	2	
30 和歌山県	360	18	259	0	493	7	74	15	6	0	80	2	214	3	185	0	253	4	72	0	68	0	160	1	
31 鳥取県	217	6	140	0	295	5	53	4	0	0	85	2	13	2	0	0	50	2	151	0	140	0	180	1	
32 島根県	145	20	17	0	539	11	110	17	17	0	140	5	22	1	0	0	380	4	13	2	0	0	19	2	
33 岡山県	155	15	104	0	160	2	35	0	2	0	40	1	0	0	0	0	0	120	15	102	0	120	1		
34 広島県	678	11	499	0	838	15	111	6	38	0	111	5	338	5	246	0	387	7	230	0	214	0	340	3	
35 山口県	382	3	287	0	420	6	111	3	48	0	120	3	83	0	56	0	100	1	198	0	182	0	200	2	
36 徳島県	381	0	237	0	418	6	96	0	4	0	110	3	136	0	102	0	140	1	149	0	131	0	168	2	
37 香川県	274	1	183	0	296	4	47	0	0	0	56	2	25	1	0	0	25	1	202	0	183	0	215	1	
38 愛媛県	438	16	332	0	460	9	132	10	90	0	140	5	154	6	90	0	160	3	153	0	152	0	160	1	
39 高知県	372	7	291	0	351	6	70	3	16	0	40	3	182	4	167	0	191	2	120	0	108	0	120	1	
40 福岡県	744	32	419	1	1,023	15	224	20	40	0	250	7	450	4	378	1	573	6	70	8	0	0	200	2	
41 佐賀県	552	4	424	0	586	8	57	0	6	0	70	2	245	2	181	0	240	2	250	2	227	0	256	2	
42 長崎県	630	12	493	1	680	8	97	2	5	0	110	3	533	10	488	1	570	5	0	0	0	0	0	0	
43 熊本県	693	13	498	36	770	10	139	13	5	0	180	5	394	0	341	28	430	3	160	0	152	8	180	2	
44 大分県	538	19	371	0	586	10	159	18	62	0	182	5	181	1	126	0	204	4	198	0	183	0	200	1	
45 宮崎県	426	3	258	2	520	8	167	2	54	0	215	5	140	0	97	0	185	2	119	1	107	2	120	1	
46 鹿児島県	566	65	378	9	675	12	185	14	47	0	227	8	360	47	310	9	420	2	21	4	21	0	28	2	
47 沖縄県	426	12	327	0	682	10	72	5	10	0	102	4	273	7	236	0	400	4	81	0	81	0	180	2	
都道府県計	22,317	795	14,025	122	27,655	425	6,935	487	1,648	23	8,319	219	10,174	238	7,862	73	12,752	137	5,208	70	4,517	26	6,584	69	
48 札幌市	361	3	159	0	591	6	109	1	0	0	105	2	252	2	159	0	486	4	0	0	0	0	0	0	
49 仙台市	120	6	72	12	430	5	27	6	5	8	120	2	66	0	42	2	230	2	27	0	25	2	80	1	
50 さいたま市	42	0	0	0	1,611	18	23	0	0	0	315	6	13	0	0	0	896	9	6	0	0	0	400	3	
51 千葉市	296	3	187	19	302	3	0	0	0	0	0	0	179	1	90	19	182	2	117	2	87	0	120	1	
52 横浜市	285	5	121	0	310	7	141	3	18	0	180	5	124	2	103	0	130	2	0	0	0	0	0	0	
53 川崎市	135	0	85	0	150	2	41	0	3	0	50	1	94	0	82	0	100	1	0	0	0	0	0	0	
54 相模原市	107	3	84	0	120	3	40	3	0	0	40	1	67	0	64	0	80	2	0	0	0	0	0	0	
55 新潟市	128	2	0	0	170	2	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	50	1	120	2	0	0	120	1	
56 静岡市	83	0	0	0	267	4	22	0	0	0	27														

障害児通所支援事業所の利用状況等

都道府県・ 指定都市・ 児相設置市	総 数				福祉型児童発達支援センター				児童発達支援事業所				医療型児童発達支援センター				放課後等デイサービス				療育所等訪問支援			
	契約 児童数 (人)	利用児 童数	定員数 (人)	施設数 (か所)	契約 児童数 (人)	利用児 童数	定員数 (人)	施設数 (か所)	契約 児童数 (人)	利用児 童数	定員数 (人)	施設数 (か所)	契約 児童数 (人)	利用児 童数	定員数 (人)	施設数 (か所)	契約 児童数 (人)	利用児 童数	定員数 (人)	施設数 (か所)	契約 児童数 (人)	利用児 童数	定員数 (人)	施設数 (か所)
1 北海道	10,355	3,303	5,859	439	421	239	327	10	4,808	1,322	2,504	170	78	23	80	2	4,910	1,714	2,988	218	138	5		39
2 青森県	2,020	1,159	1,080	103	224	142	115	5	135	100	155	18	59	27	45	2	1,581	888	765	72	41	2		6
3 岩手県	2,137	1,403	1,005	86	88	84	80	2	556	202	310	28	19	19	20	1	1,400	1,087	595	57	74	11		10
4 宮城県	1,708	803	778	82	64	49	75	4	184	75	171	19					1,434	477	532	54	17	2		5
5 秋田県	1,038	802	405	36	203	151	75	3	179	175	115	11	33	16	30	1	453	403	185	19	168	154		5
6 山形県	1,599	1,212	1,081	96	131	125	130	3	276	185	308	31	21	21	30	1	1,188	878	613	56	3	3		3
7 福島県	2,389	815	1,306	123	150	75	110	4	790	281	495	46	26	5	60	2	1,322	453	641	60	101	1		11
8 茨城県	4,037	1,190	2,185	193	77	81	70	2	1,458	276	807	63					2,486	851	1,308	122	16	2		6
9 栃木県	2,639	826	1,176	84	103	57	100	2	1,218	295	455	28	35	14	50	2	1,248	480	570	47	37	0		5
10 群馬県	2,040	1,018	1,270	124	143	111	150	6	322	158	235	22					1,552	749	885	85	23	0		11
11 埼玉県	4,881	1,980	3,405	328	618	361	523	16	1,059	353	776	87					3,177	1,256	2,108	208	27	0		17
12 千葉県	8,113	6,377	3,775	314	771	850	577	18	1,950	1,819	1,027	85	118	108	200	5	5,128	3,881	1,871	191	147	118		15
13 東京都	22,672	5,808	6,629	622	1,989	786	975	25	8,784	1,617	2,339	204	229	68	180	5	11,341	3,287	3,135	377	332	10		11
14 神奈川県	6,380	1,552	1,637	188	642	367	405	12	1,512	383	529	38					4,011	818	903	102	165	14		17
15 新潟県	1,777	385	554	43	84	45	70	3	807	100	219	14					882	240	285	24	4	0		2
16 富山県	1,461	722	1,536	142	184	156	146	5	400	218	655	64	15	15	60	2	819	324	675	66	43	9		5
17 石川県	1,308	391	658	83	72	28	40	2	97	45	278	27					1,121	315	338	32	18	3		2
18 福井県	1,258	326	580	58	223	56	106	6	177	29	121	12					777	238	354	30	82	3		10
19 山梨県	942	426	460	40	91	77	80	3	120	48	75	9	11	11	15	1	680	290	290	25	40	2		2
20 長野県	2,276	827	1,235	122	365	203	211	11	409	150	276	28	20	12	40	1	1,397	461	708	68	81	1	0	14
21 岐阜県	2,284	4,597	2,812	113	188	427	354	5	1,012	2,486	1,643	41	145	132	45	3	815	1,430	570	58	144	120		5
22 静岡県	3,192	2,394	1,650	138	463	424	425	14	527	454	346	28					2,102	1,443	879	82	100	73		14
23 愛知県	6,303	6,263	8,268	756	1,106	1,066	903	27	1,814	1,814	2,735	262	158	156	160	5	3,127	3,127	4,488	439				23
24 三重県	2,885	617	1,051	93	133	67	86	3	643	155	355	29					1,802	395	610	57	107	0		4
25 滋賀県	2,193	573	843	71	408	119	180	6	730	185	254	20	35	13	40	1	904	275	369	38	116	1		8
26 京都府	2,472	1,568	867	82	282	180	87	5	928	559	305	25	3	1	5	1	1,248	837	470	44	33	9		7
27 大阪府	4,518	1,657	2,701	137	584	444	584	11	825	183	574	50	300	141	330	7	2,784	885	1,203	63	25	4		6
28 兵庫県	8,470	3,291	3,863	379	486	359	413	13	2,583	1,047	1,281	126	184	182	250	6	4,711	1,695	2,019	205	496	28		28
29 奈良県	3,864	765	2,118	201	537	179	210	6	1,153	288	659	67	17	10	60	1	2,155	288	1,190	122	2	0		3
30 和歌山県	2,581	1,127	1,587	135	354	261	250	10	498	225	556	47	37	16	40	1	1,816	820	741	67	78	5		10
31 鳥取県	780	293	481	42	83	59	68	3	148	49	165	16	70	38	80	3	408	153	168	17	71	0		3
32 島根県	1,263	373	635	69	123	49	90	6	201	32	160	15	705	280	385	36					234	2		12
33 岡山県	3,341	1,080	1,458	135	382	305	308	9	1,720	423	537	56	29	17	40	2	1,184	324	580	62	16	11		6
34 広島県	6,298	1,451	1,584	164	379	228	210	9	1,836	441	527	49	75	24	40	2	3,786	703	807	88	242	57		16
35 山口県	2,170	658	946	92	198	119	150	5	446	121	295	30					1,487	413	500	49	28	5		8
36 徳島県	2,452	700	1,128	121	437	169	185	8	515	101	346	40					1,340	425	597	63	160	5		10
37 香川県	1,783	368	768	88	94	37	40	2	238	51	202	29	19	8	35	1	1,382	300	488	53	29	2		3
38 愛媛県	2,181	541	967	84	305	76	140	4	697	174	371	30					1,165	291	456	45	14			5
39 高知県	1,022	224	335	45	157	35	55	4	215	30	73	10	13	3	5	1	571	154	202	22	66	2		8
40 福岡県	5,100	1,755	1,731	184	802	433	317	14	1,139	386	473	46					2,788	979	941	88	371	57		16
41 佐賀県	1,280	341	597	72	182	80	111	6	262	81	161	21					617	180	325	36	9	0		9
42 長崎県	2,879	809	1,662	173	397	143	178	11	659	119	555	63					1,699	541	931	88	124	6		11
43 熊本県	2,704	644	930	97	191	40	70	4	778	188	330	36	18	4	20	1	1,558	412	510	50	161	2		6
44 大分県	2,000	714	1,065	108	284	118	183	12	251	89	203	22	33	30	30	1	1,408	472	649	60	44	1		13
45 宮崎県	1,711	877	1,106	105	413	279	231	8	219	128	248	27	4	1	10	1	971	468	616	58	104	3		13
46 鹿児島県	6,014	2,287	2,728	259	852	402	388	17	2,449	810	1,051	98					2,533	1,022	1,280	118	180	47		24
47 沖縄県	4,004	2,912	2,464	280	0	0	0	0	1,023	727	836	111	100	88	70	2	2,847	2,097	1,558	173	34	2		4
都道府県 計	168,734	70,138	83,059	7,513	18,424	9,899	10,598	389	48,083	19,026	27,082	2,418	2,808	1,501	2,445	100	84,083	38,927	42,934	4,154	4,576	783	0	472
48 札幌市	7,888	2,529	4,696	451	287	185	201	7	2,820	999	2,065	200	60	24	70	2	4,577	1,310	2,360	228	114	1		14
49 仙台市	1,559	873	688	79	65	85	80	2	387	241	241	17					1,207	567	567	80				
50 さいたま市	1,932	565	1,091	94	260	110	210	5	211	44	280	26	69	18	60	2	1,183	391	541	54	188	2		6
51 千葉市	2,220	308	712	71	198	55	70	2	529	67	121	17	78	17	60	3	1,504	369	461	47				2
52 横浜市	4,274	1,553	1,684	146	741	375	492	10	988	188	188	35	186	88	340	9	2,267	890	944	83	81	1		9
53 川崎市	1,487	1,444	730	51	485	475	190	4	454	444	160	14	61	57	110	4	487	468	270	25				4
54 相模原市	1,373	391	771	67	148	78	90	2	332	18	206	18	28	19	40	1	796	275	435	43	67	0		3
55 新潟市	780	242	365	27	86	68	50	1	99	28	105	8	29	7	38	1	564	139	172	16	0	0		1
56 静岡市	1,628	259	400	43	50	44	50	1	112	27	57	10					864	218	293	31	3	0		1
57 浜松市	2,028	648	803	46	525	200	190	4	163	90	76	8					843	355	337	30	497	3		4
58 名古屋市	2,919	1,853	3,164	292	310	205	324	9	518	168	1,130	113	32	13	40	1	2,048	1,267	1,870	164	10	0		5
59 京都市	2,352	2,054	805	85	997	380	305	9	817	554	146	14					738	610	360	36	0	0		6
60 大阪市	4,709	2,230	1,875	227	476	245	298	10	862	352	363	70	48	11										

